協同のあゆみ

第33回通常総代会

●令和７年度（第33期）事業報告書●

［令和７年４月１日から令和８年３月31日まで］

●令和８年度（第34期）事業計画書●

［令和８年４月１日から令和９年３月31日まで］



JA愛知東

目　　次

第33回 通常総代会　次第 …… 1
第33回 通常総代会上程議案 …… 2

報告事項並びに第１号議案　別紙

令和7年度 事業報告 …… 4
1．組合の事業活動の概況に関する事項 …… 4
(1)　事業の全般的概況 …… 4
①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果 …… 4
②事業の経過報告 …… 5
③当期における重要事項 …… 7
④財務・事業成績の推移 …… 7
⑤組合が対処すべき重要な課題 …… 8
⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項 …… 8
2．組合の運営組織の状況に関する事項 …… 11
(1)　総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況 …… 11
(2)　組合員の状況 …… 11
①組合員の数及びその増減 …… 11
②出資口数とその増減、その他の出資の状況 …… 12
(3)　役員の状況 …… 13
(4)　職員の状況 …… 14
①職員数の増減、その他職員の状況 …… 14
(5)　組織の構成 …… 15
①組合の機構 …… 15
②組合員組織 …… 17
(6)　施設の設置状況 …… 18
①組合の施設の状況 …… 18
②共済事業の委託施設の状況 …… 19
ア．代理業者数の推移 …… 19
イ．当期新規代理業者 …… 19
令和７年度 事業報告の附属明細書 …… 20
1．役員に対する報酬等の明細 …… 20
2．役員等の兼職又は兼業の明細 …… 20
3．役員との間の取引等の明細 …… 20
令和７年度 貸借対照表 …… 21
令和７年度 損益計算書 …… 22
注記表
1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 …… 24
2．会計上の見積りに関する注記 …… 26
3．貸借対照表に関する注記 …… 26
4．損益計算書に関する注記 …… 27
5．金融商品に関する注記 …… 28
6．有価証券に関する注記 …… 30
7．退職給付に関する注記 …… 31
8．税効果会計に関する注記 …… 32
9．収益認識に関する注記 …… 32
令和７年度 附属明細書 …… 33
貸借対照表等の附属明細書 …… 33
1．組合員資本の明細 …… 33
2．有形固定資産及び無形固定資産の明細 …… 34
3．外部出資の明細 …… 35
4．引当金の明細 …… 36
5．事業管理費の明細 …… 37
令和７年度 剰余金処分案 …… 38
独立監査人の監査報告書謄本 …… 39
監事の監査報告書謄本 …… 41
令和７年度 部門別損益計算書 …… 42

第２号議案　別紙

令和８年度 事業計画 …… 43
営農 …… 44　店舗 …… 51
信用 …… 53　共済 …… 54
生活 …… 56　組織・管理 …… 60
自己改革工程表 …… 62
令和８年度 総合財務計画 …… 64
令和８年度 総合損益計画 …… 65
令和８年度 年間スケジュール …… 66
支店を核とした取組み …… 67

第３号議案　別紙

宅地等供給事業実施規程の一部変更について …… 68

第４号議案　別紙

役員の選任について …… 70

第６号議案　別紙

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について …… 74

報告事項２

ＪＡバンク基本方針の一部変更について …… 75
ＪＡの組合員意思反映ルート …… 92

第33回　通常総代会開催について

と　き：令和８年６月20日(土)　午前10時～
ところ：新城文化会館　小ホール

次　第

１．開会のことば
１．ＪＡ綱領唱和
１．組合長あいさつ
１．議長選任
１．議事
１．来賓祝辞
１．閉会のことば

ＪＡ綱領

わたしたちＪＡの目指すもの

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

第33回　通常総代会上程議案について

報告事項１　令和７年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

別紙のとおり報告する。

決議事項

第１号議案　令和７年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和７年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求める。

第２号議案　令和８年度事業計画の設定について

令和８年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求める。

第３号議案　宅地等供給事業実施規程の一部変更について

別紙のとおり承認を求める。

第４号議案　役員の選任について

本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事２６名、監事５名を別紙のとおり選任したい。

なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ている。

第５号議案　令和８年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求める。

①　昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和８年度における理事の報酬については総額６，０００万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は２６名である。

②　昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和８年度における監事の報酬については総額１，５００万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任する。

なお、監事は５名（うち員外監事は１名）である。

第６号議案　退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

次のとおり承認を求める。

①　別紙に記載する理事１２名は本総代会の終結のときをもって退任する。それぞれの在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、２，８２４万円以内で役員退職慰労金を支給することとしたい。なお、各理事の具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任する。

退任理事各氏の略歴は別紙のとおり。

② 別紙に記載する監事２名は本総代会の終結のときをもって退任する。それぞれの在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、55万円以内で役員退職慰労金を支給することとしたい。なお、各監事の具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任する。

退任監事各氏の略歴は別紙のとおり。

また、「役員退職慰労金規程」を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしている。

第７号議案　農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求める。

① 令和７年産及び令和８年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限

② 令和７年産及び令和８年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

③ 市町村からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議(案)　この総(代)会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

報告事項２　ＪＡバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告する。

令和７年度　事業報告（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

１．組合の事業活動の概況に関する事項

⑴　事業の全般的概況

①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

当年度は、生産資材や燃料価格の高止まりに加え、主食である米をはじめとした農産物価格の上昇が見られるなど、農業および地域経済を取り巻く環境は大きく変化しました。特に米価については、需給動向や生産コストの上昇等を背景に動きが見られ、生産者と消費者双方に影響を及ぼす状況となりました。また、異常気象の頻発や農業従事者の減少・高齢化の進行など、構造的課題への対応も引き続き求められる一年となりました。

そのような情勢の中、第11次中期３か年計画の初年度として、「みんなで守ろう奥三河の食・農・くらし」のテーマのもと「地域農業」「地域社会」「組合員」への貢献につながるよう、組合員とともに計画達成に向けた事業活動に取組んでまいりました。

営農事業面では、農業者の所得増大に向けて、品目別販売戦略（オンリーワン戦略）の実践と強化を図るとともに、ＩＣＴを活用した栽培指導や作業効率化の推進により、生産性向上と省力化に取組みました。また、生産部会との対話を通じて課題共有と改善を図り、新規就農者の確保・育成にも努め、地域農業の維持・発展につなげました。その成果として、三河中山間地で生産される米「ミネアサヒ」が、米の食味ランキングにおいて4年連続で最高評価の「特Ａ」を獲得し、新規就農者については、トマト２名、ぶどう１名の計３名が農家の仲間入りを果たすなど、地域農業の振興へとつなげることができました。

金融事業面では、「選ばれ、必要とされる金融事業の展開」を目指し、営農部門との連携強化による農業融資の支援拡充や、相談機能の充実に取組みました。また、デジタルサービスの活用による利便性向上を図り、利用者ニーズに対応した金融機能の強化を進めました。

共済事業面では、利用者との接点強化を図るとともに、ライフプランに応じた保障提案の充実に努め、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を通じて安心と満足の提供に取組みました。また、自然災害への備えとして、迅速かつ適切な対応体制の強化を図りました。

生活事業面では、地域のライフラインを担う事業体として、生活燃料の安定供給や多様化する生活ニーズへの対応に努めました。あわせて、デジタルツールを活用した情報発信やサービス提供を進め、利用者の利便性向上に取組みました。

店舗事業面では、産直の担い手づくりを目的としたグリーンファームしんしろの指導・相談体制の強化を図り、地産地消の振興を図りました。また、地域特性を活かした店舗づくりや地元農畜産物の販売強化、利用者ニーズに応じた品揃えやサービスの充実により、魅力ある店舗運営に努めました。

組織・育成面では、地域および組合員とのつながり強化を重視し、リアルタイムWeb講座tomonity（トモニティ）の運用開始や、支店を核とした取組みによる、組合員の拠り所活動の促進に努めました。また、将来を担う人材育成と組織力強化に取組み、持続可能なＪＡ運営の基盤づくりを進めました。

経営面では、中長期的視点に立った事業運営の着実な実践とともに、業務効率化や内部統制の強化を図り、経営の健全性確保に努めました。また、東三河３ＪＡ（愛知東、ひまわり、蒲郡市）で、合併推進協議会準備会を設置し、合併について協議を重ねてまいりましたが、合併推進協議会設置には至らなかったため、継続検討していくこととしました。

令和７年度の事業活動の成果につきましては、総組合員数14,620人の協同の力により、販売品販売総取扱高5,498,674千円、購買品供給総取扱高5,192,711千円となりました。信用事業においては、貯金・定期積金残高179,003,706千円、貸出金残高22,485,441千円、共済事業においては、長期共済新契約高134,484,009千円の契約をいただくことができました。これもひとえに組合員の皆様のご理解と積極的な参画の賜物であり、深く感謝申し上げますとともに、ここに令和７年度の事業概況をご報告申し上げます。

②事業の経過報告

年	月	日	名　称　・　処　理　事　項	備　　考
R7	4	1	令和７年度　入組式・年度始め式	本店３階ホール
		15	みのり監査法人期末監査	第一会議室
		20	こども農学校　開校式	野菜苗の植え付け
		21．22．23．25	期末監事監査	各会場
		25	女性部総会	本店３階ホール
		28．30	みのり監査法人期末監査	第一会議室
		30	定例理事会	本店西館役員会議室
			期末監事監査講評	本店３階ホール
	5	1．2	みのり監査法人期末監査	第一会議室
		3．4	組合長杯少年野球大会	新城総合公園野球場
		8	東栄支店支店運営委員会	東栄支店
		10	こども農学校	四谷の千枚田で田植え、 さつまいも苗の植え付け
		14	監事会	西館小会議室
		16	青壮年部総会	新城観光ホテル
		20	ＪＡ文化講座	本店３階ホール　講師：髙田孝典氏
		21	鳳来寺支店支店運営委員会	鳳来寺支店
		23．24	ＪＡくらしの感謝祭	本店３階ホール
		28	購買取引委員会	本店西館役員会議室
		29	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
			営農共同利用施設運営委員会	新城営農センター
			生活・店舗委員会	本店西館役員会議室
	6	3	新城北設広域農政連絡協議会　総会	本店３階ホール
			八名支店支店運営委員会	八名支店
		5	作手支店　支店活動	環境整備
		7	こども農学校	カエデ植樹、生き物観察
			鳳来寺支店　支店活動	四谷千枚田「みんなで灯そう千枚田」
		9．10．11．12．13	総代懇談会	各支店会場
		18	支店運営委員会	作手支店、設楽支店
		19	きわめびと伝承講座	新城市大野　講師：髙田孝典氏
		21	年金友の会　総会	新城文化会館
		26	第32回通常総代会	新城文化会館
			定例理事会	本店西館役員会議室
			監事会	本店西館役員会議室
		28	東栄支店　支店活動	東栄支店グランドゴルフ大会
		30	八名支店　支店活動	管内バスツアー
	7	7	大野支店支店運営委員会	大野支店
		16	みのり監査法人期中監査	第一会議室
		23	鳳来寺支店支店運営委員会	鳳来寺支店
		26	作手支店　支店活動	作手支店　夜店
		29	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
		30．31	県常例検査	該当会場
	8	2	こども農学校	夏祭り
		4	設楽支店支店運営委員会	設楽支店
		6．7	県常例検査	第一会議室
		18．19．21	支店活動報告会および集合説明会について	各支店会場
		19	ＪＡ文化講座	本店３階ホール　講師：加藤博俊氏
		22	津具支店支店運営委員会	津具支店
		23	八名支店　支店活動	八名夕涼み会
		27	鳳来寺支店支店運営委員会	鳳来寺支店
		29	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
	9	1．2．3．4．5	みのり監査法人期中監査	第一会議室
		2	新城北設広域農政連絡協議会　幹事会	本店３階ホール
		4	長篠支店支店運営委員会	長篠支店
		9	東栄支店　支店活動	東栄支店　健康講話
		10	営農共同利用施設運営委員会	新城営農センター
		18	きわめびと伝承講座	設楽町田峯　講師：加藤博俊氏
		22	生活・店舗委員会	役員会議室
			営農委員会	
			作手支店支店運営委員会	作手支店
		24	支店運営委員会	八名支店、東栄支店
		26	東栄支店支店運営委員会	東栄支店
		27	こども農学校	稲刈り、ハザかけ
				三遠ネオフェニックス鹿毛さん参加

年	月	日	名　称　・　処　理　事　項	備　　考
R7	9	30	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
			棚卸監査	各事業所
	10	11	こども農学校	脱穀、ハーベスター体験
		14	金融共済委員会	本店西館役員会議室
		18	ＪＡまつり	桜淵公園
		20	大野支店支店運営委員会	大野支店
		21	年金友の会　グラウンドゴルフ大会	桜淵公園
		22．24．27．28	期央監事監査	各事業所
		24	設楽支店支店運営委員会	設楽支店
		25	鳳来地区感謝祭	こんたく長篠
			作手地区感謝祭	Ａコープ作手店
		26	津具支店農業祭	津具支店
		29	東栄支店支店運営委員会	東栄支店
		30	定例理事会	本店西館役員会議室
			期央監事監査講評	本店３階ホール
	11	5	ＪＡ愛知東　アグリ杯	つくでカントリークラブ
			北設地区　家の光クッキングフェスタ	津具改善センター
		6．7	各支店　支店活動	スマホ教室
		7．8．9	グリーンファームしんしろ秋の感謝祭	グリーンファームしんしろ
		8	こども農学校	グリーンファームしんしろ こども八百屋さん
			鳳来寺支店　支店活動	鳳来寺支店　介護支援講座
		10	八名支店　支店活動	田原秋の大祭七福神巡りバスツアー
		11	農業・農政講演会	本店３階ホール 講師：寺師義光氏、藤井聡氏
		14	八名支店　支店活動	防災居酒屋（意見交換会）
		15	東栄地区収穫感謝祭	東栄支店
		16	設楽地区農業祭	清崎貯木場跡地（道の駅したら）
		18	ＪＡ文化講座	本店３階ホール　講師：加藤貞亨氏
		21	大野支店　支店活動	地産地消ツアー
		22	家の光クッキングフェスタ	本店３階ホール
		25．26．27	支店運営委員会	各支店会場
		27	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
		30	就農林相談会	本店３階ホール
	12	4	金融共済委員会	本店西館役員会議室
		6	第32回ＪＡ愛知東組合長旗争奪　親睦ゲートボール大会	桜淵公園
		10．11	みのり監査法人期中監査	第一会議室
		13	こども農学校　修了式	本店３階ホール
		18	きわめびと伝承講座	桜淵公園　講師：加藤貞享氏
		20．21	総代説明会	各支店会場
		26	定例理事会	本店西館役員会議室
R8	1	13	新春農政懇談会	新城観光ホテル
		19．20．21	みのり監査法人期中監査	第一会議室
		24	ＪＡアグリラリー	ちさと支店管内
		26	大野支店　支店活動	地産地消ツアー
		29	定例理事会	本店西館役員会議室
	2	6	ＪＡ愛知東女性大会	本店３階ホール
		8	組合長杯ソフトバレーボール大会　トリムの部	新城中学校
		12	購買取引委員会	本店３階ホール
		27	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
			総務委員会	本店西館役員会議室
	3	4	生産部会長会	本店３階ホール
		5	設楽支店支店運営委員会	設楽支店
		6	金融共済委員会	本店西館役員会議室
			生活・店舗委員会	本店西館役員会議室
			作手支店支店運営委員会	作手支店
		7	女性部「フレンズ」修了式	本店３階ホール
		9	新城設楽広域農政連絡協議会　幹事会	本店３階ホール
		9．10．11	みのり監査法人資産自己査定監査	第一会議室
		10	営農委員会	本店西館役員会議室
			総務委員会	本店西館役員会議室
		12	やまびこ大学組織集会	本店３階ホール
		16	八名支店　支店活動	管内バスツアー
		31	監事会	西館小会議室
			定例理事会	本店西館役員会議室
			期末棚卸監査	各事業所

③当期における重要事項

- 農業振興対策室　閉鎖（令和８年３月）
- 八名営農センター　閉鎖（令和８年３月）
- 鳳来営農センター　閉鎖（令和８年３月）
- 豊根農産加工場　閉鎖（令和８年３月）
- 豊根茶工場　閉鎖（令和８年３月）
- 鳳来梅加工場　閉鎖（令和８年３月）
- 鳳来梅選果場　閉鎖（令和８年３月）
- 八名給油所　閉鎖（令和８年２月）
- ３ＪＡ合併協議（ＪＡ愛知東、ＪＡひまわり、ＪＡ蒲郡市）

④財務・事業成績の推移

（単位：千円）

区　分	項　目	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度（当　期）
財　務	事業利益	313,130	237,447	111,377	97,248
	経常利益	489,196	389,429	271,509	231,918
	当期剰余金	357,289	305,128	182,405	233,457
	総資産	201,153,779	201,452,234	198,852,048	199,468,775
	純資産	19,293,740	19,174,208	18,292,683	17,345,083
	単体自己資本比率	25.41％	25.41％	26.69％	27.72％
信用事業	貯金	178,975,158	179,326,643	177,391,936	179,003,706
	預金	155,076,010	152,101,002	146,580,251	144,146,231
	貸出金	24,671,930	23,652,725	22,813,975	22,485,441
	有価証券	7,846,170	11,266,540	14,073,210	17,168,930
	国債	4,258,920	6,887,020	9,392,400	13,198,800
	その他	3,587,250	4,379,520	4,680,810	3,970,130
共済事業	長期共済保有高	362,953,722	349,319,603	336,609,983	323,220,653
	短期共済新契約掛金	851,034	834,117	826,265	864,903
購買事業	購買品供給総取扱高	4,641,677	5,293,177	5,259,092	5,192,711
販売事業	販売品販売総取扱高	4,864,507	4,976,327	5,208,344	5,498,674

⑤組合が対処すべき重要な課題

当組合では、農産物価格の安定と再生産可能な価格水準の維持をはじめ、渇水や高温など気候変動による農業生産への影響、さらには人口減少や高齢化に伴う農業の担い手（正組合員）不足への対応を、持続可能な地域農業と地域社会の実現に向けた重要な課題と認識しております。特に、農業資材や燃料価格の高騰が続くなか、農業者が安心して営農を継続できる環境づくりが求められております。また、金融情勢においては、金利上昇に伴う有価証券評価の下落や運用環境の変化が、収益の多くを占める信用・共済事業に大きな影響を及ぼしており、総合事業を展開するＪＡ経営にとって重要な課題となっています。今後も、各事業における収益力の維持・向上に努めるとともに、安定的で持続可能なＪＡ経営の実現を目指してまいります。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、別添「自己改革工程表」に記載しております。

⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

ア　業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

ＪＡ愛知東　内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
④「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
⑦業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

・基本理念およびコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年２回理事会にてマネー・ローンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。
・組織内の「ＪＡ内部通報窓口」と組織外の「愛知県下ＪＡホットライン」２つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見および改善に努めている。
・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している 。
・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

＜運用状況について＞

・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
〈運用状況について〉
・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、第11次中期計画に基づく令和７年度事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

５．監事監査の実効性を確保するための体制

①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
〈運用状況について〉
・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

６．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。
〈運用状況について〉
・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理電算課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。
・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

７．県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。
〈運用状況について〉
・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

2．組合の運営組織の状況に関する事項

⑴　総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

通常総代会（令和７年６月26日　午前10時開催）

総代会日現在の総代数		４９１名
出席総代数	実際に出席した総代	１２７名
	代理人	—
	書面	３１７名
	計	４４４名

重要な議事及び決議事項

報告事項１　令和６年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

第１号議案　令和６年度の事業報告及び剰余金処分案について
第２号議案　第11次中期３か年計画の設定について
第３号議案　令和７年度事業計画の設定について
第４号議案　役員の補欠選任について
第５号議案　退任役員に対する役員退職慰労金の支給について
第６号議案　令和７年度における理事及び監事の報酬額について
第７号議案　農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について
附帯決議(案)　この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

報告事項２　ＪＡバンク基本方針の一部変更について

上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。

⑵　組合員の状況

①組合員の数及びその増減

（単位：組合員数）

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末	増減
				持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計		
正組合員	個人	7,037	84	25	10	264	—	299	6,822	△ 215
	法人 農事組合法人	7	—	—	—	—	—	—	7	—
	法人 その他の法人	20	1	—	—	—	—	—	21	1
准組合員	個人	7,522	306	32	17	142	—	191	7,637	115
	農事組合法人	1	—	—	—	—	—	—	1	—
	その他の団体	134	1	1	1	1	—	3	132	△ 2
合計		14,721	392	58	28	407	—	493	14,620	△ 101

摘要：⑴　当期末正組合員戸数　６，３６１戸
摘要：⑵　当期末准組合員戸数　５，９２３戸

②出資口数とその増減、その他の出資の状況

（単位：口）

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	638,458	9,138	28,625	618,971
	法人 農事組合法人	296	—	—	296
	法人 その他の法人	622	30	—	652
	計	639,376	9,168	28,625	619,919
准組合員	個人	216,997	11,926	9,770	219,153
	農事組合法人	60	—	16	44
	その他の団体	16,449	10	40	16,419
	計	233,506	11,936	9,826	235,616
処分未済持分		3,204	4,394	1,974	5,624
合計		876,086	25,498	40,425	861,159

摘要：(1) 出資１口金額　１，０００円
(2) 当期末払込済出資総額　８６１，１５９，０００円
(3) １正組合員当たり出資金額　９０，４９９円
(4) １組合員の持口最高限度　１，０００口

(3) 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	海野文貴	常勤	有		実践的能力者
代表理事専務	竹下武重	常勤	有	企画・管理	実践的能力者
常務理事	河合　司	常勤	無	経済担当	実践的能力者
常務理事	鈴木廣一	常勤	無	信用・共済担当（農協法第30条第３項の信用事業を担当する理事）	実践的能力者
理事	松下恒雄	非常勤	無	総務副委員長、担保査定委員	実践的能力者
理事	佐々木富子	非常勤	無	総務委員、女性役員	実践的能力者
理事	横山卓央	非常勤	無	金融共済副委員長、担保査定委員	実践的能力者
理事	伊藤靖彦	非常勤	無	生活・店舗副委員長、建設副委員長	認定農業者
理事	加藤久美子	非常勤	無	生活・店舗委員、女性役員	実践的能力者
理事	今村守博	非常勤	無	総務委員	認定農業者
理事	鈴木雅晴	非常勤	無	金融共済委員、担保査定委員	実践的能力者
理事	安藤君子	非常勤	無	生活・店舗委員、女性役員	実践的能力者
理事	齊藤　茂	非常勤	無	営農委員、建設委員	実践的能力者
理事	柿原久哲	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	石野泰志	非常勤	無	令和７年４月９日退任	実践的能力者
理事	井原正亘	非常勤	無	営農委員長	認定農業者
理事	森　富夫	非常勤	無	金融共済委員長	実践的能力者
理事	伊藤　満	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	夏目保夫	非常勤	無	営農委員、建設委員	実践的能力者
理事	川根弘子	非常勤	無	生活・店舗委員、女性役員	
理事	上村　光	非常勤	無	総務委員、建設委員	認定農業者
理事	市川修也	非常勤	無	営農委員	実践的能力者
理事	今泉伸一	非常勤	無	総務委員長、建設委員長	認定農業者
理事	小山嘉之	非常勤	無	営農委員、担保査定委員	認定農業者
理事	宮本泰男	非常勤	無	営農副委員長、担保査定委員	認定農業者
理事	田邉一吉	非常勤	無	金融共済委員、担保査定委員	実践的能力者
理事	山城良治	非常勤	無	生活・店舗委員長、建設委員	認定農業者
代表監事	牧野純久	非常勤			
常勤監事	栗田保幸	常勤		農協法第30条第15項の常勤監事	
監事	伊藤弘美	非常勤		農協法第30条第14項の員外監事 女性役員	
監事	神谷博幸	非常勤			
監事	原田あけみ	非常勤		女性役員	

（注）１．農業経営基盤強化促進法第13条第１項に定める認定農業者８名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第２号で定める実践的能力者17名の計25名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。
２．理事のうち、農協法第30条第12項第２号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
① ＪＡ愛知東生産部会部会員及びＯＢ・ＯＧ
② ＪＡ・連合会役職員の役員及び管理職（課長職以上）の経験者
③ 国・地方公共団体の農業関連部門の経験者
④ 国・地方公共団体の課長職以上の経験者
⑤ 企業役員及び管理職（課長職以上）の経験者
⑥ ＪＡ愛知東助け合い組織の役員及びＯＧ
⑦ 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、宅地建物取引主任者、介護福祉士の資格を有する者
３．当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の８第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

⑷ 職員の状況

①職員数の増減、その他職員の状況

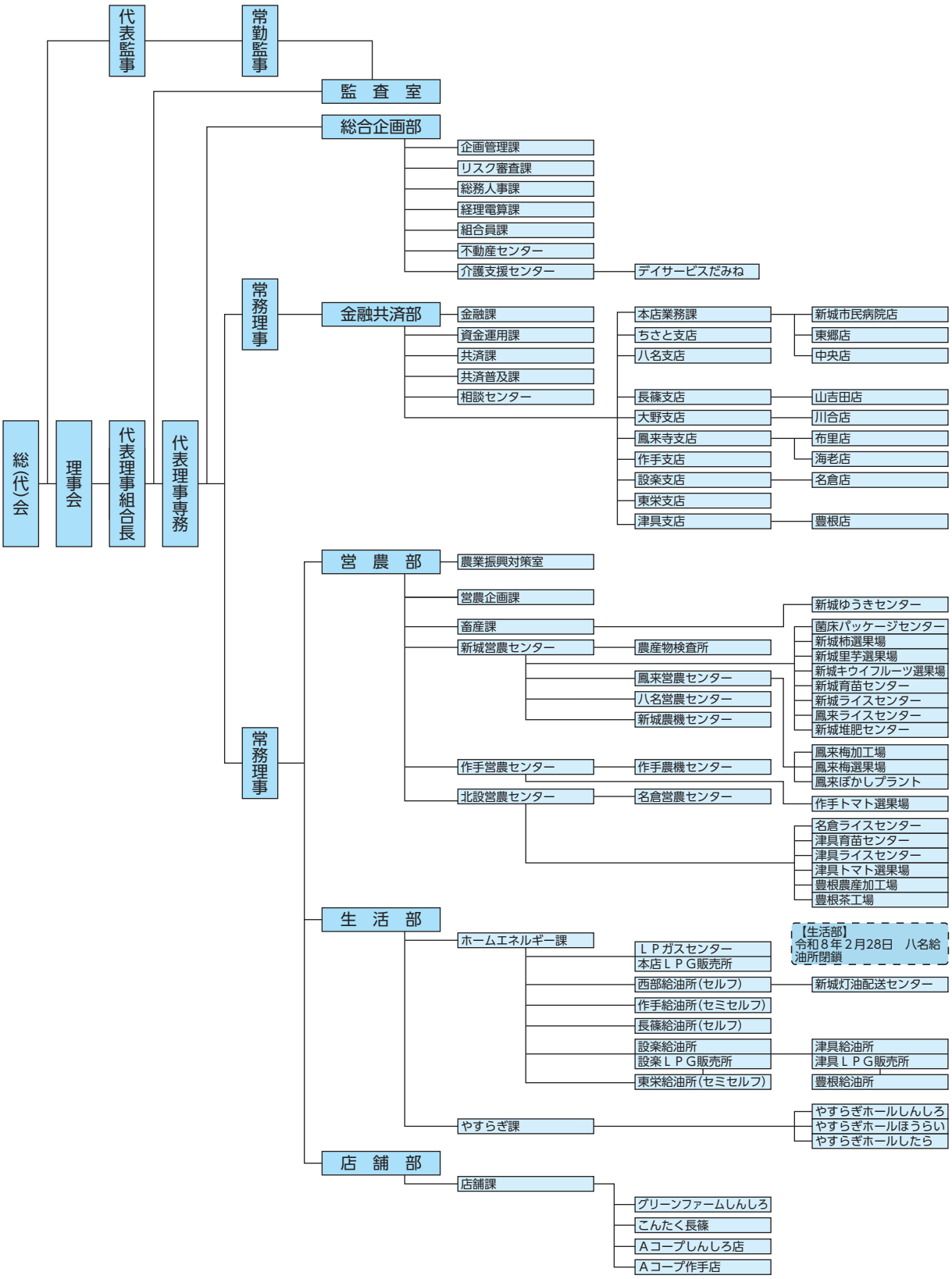
（単位：人）

区分		前期末	当期増加	当期減少	計
職員数	一般職員	251	17	33	235
	営農指導員	16	1	1	16
	生活指導員	—	—	—	—
合計		267	18	34	251
	うち常勤嘱託	64	8	18	54
	うち出向者	4	—	—	4

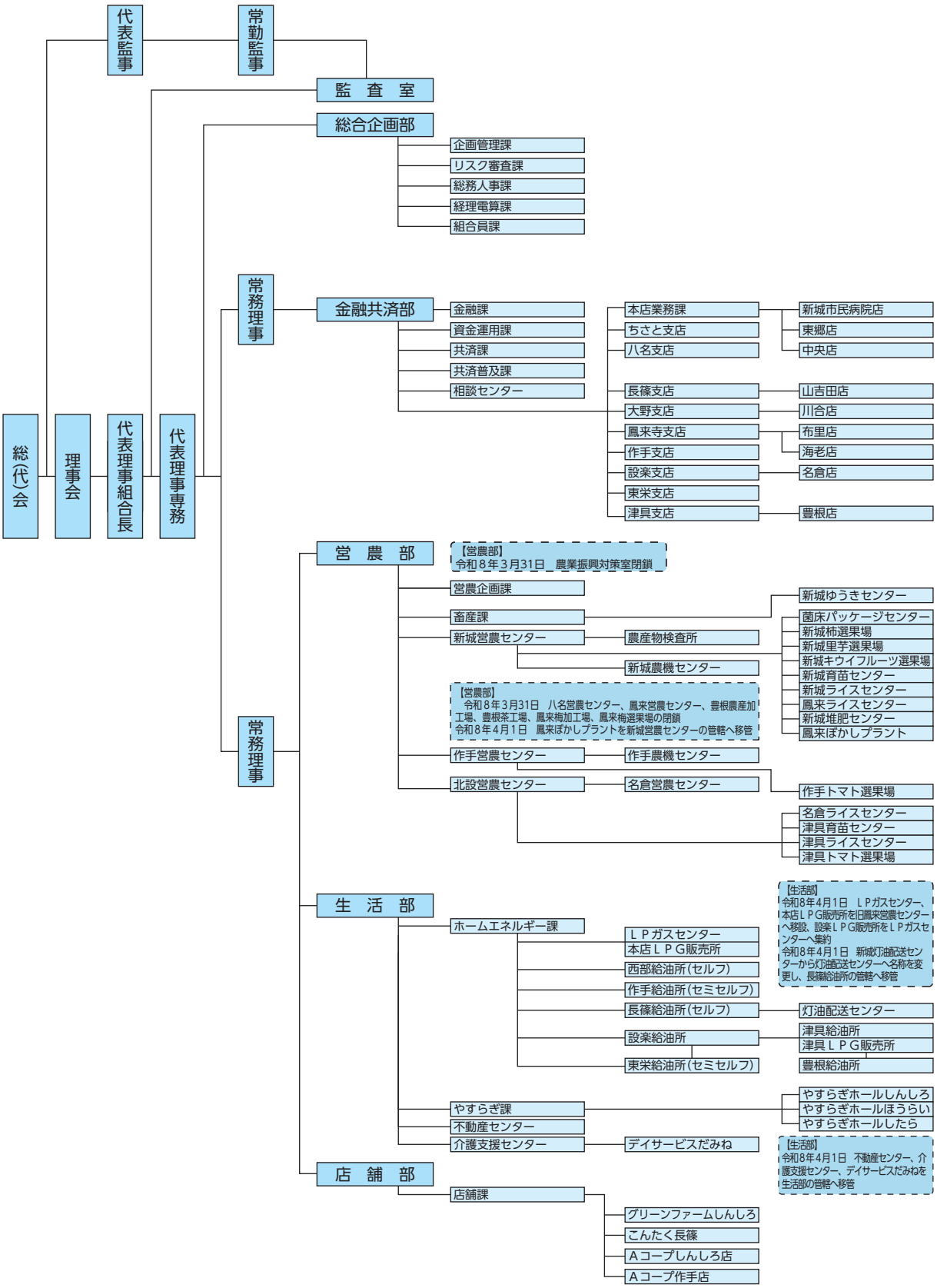
（注） 職員数は出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

⑸　組織の構成

①組合の機構（令和８年３月31日現在）



（令和８年４月１日現在）


総(代)会
理事会
代表理事組合長
代表理事専務
代表監事
常勤監事
監　査　室
総合企画部
企画管理課
リスク審査課
総務人事課
経理電算課
組合員課
常務理事
金融共済部
金融課
資金運用課
共済課
共済普及課
相談センター
本店業務課
ちさと支店
八名支店
長篠支店
大野支店
鳳来寺支店
作手支店
設楽支店
東栄支店
津具支店
新城市民病院店
東郷店
中央店
山吉田店
川合店
布里店
海老店
名倉店
豊根店
常務理事
営　農　部
【営農部】
令和８年３月31日　農業振興対策室閉鎖
営農企画課
畜産課
新城営農センター
農産物検査所
新城農機センター
【営農部】
令和８年３月31日　八名営農センター、鳳来営農センター、豊根農産加工場、豊根茶工場、鳳来梅加工場、鳳来梅選果場の閉鎖
令和８年４月１日　鳳来ぼかしプラントを新城営農センターの管轄へ移管
作手営農センター
作手農機センター
北設営農センター
名倉営農センター
新城ゆうきセンター
菌床パッケージセンター
新城柿選果場
新城里芋選果場
新城キウイフルーツ選果場
新城育苗センター
新城ライスセンター
鳳来ライスセンター
新城堆肥センター
鳳来ぼかしプラント
作手トマト選果場
名倉ライスセンター
津具育苗センター
津具ライスセンター
津具トマト選果場
生　活　部
【生活部】
令和８年４月１日　ＬＰガスセンター、本店ＬＰＧ販売所を旧鳳来営農センターへ移設、設楽ＬＰＧ販売所をＬＰガスセンターへ集約
令和８年４月１日　新城灯油配送センターから灯油配送センターへ名称を変更し、長篠給油所の管轄へ移管
ホームエネルギー課
ＬＰガスセンター
本店ＬＰＧ販売所
西部給油所（セルフ）
作手給油所（セミセルフ）
長篠給油所（セルフ）
設楽給油所
東栄給油所（セミセルフ）
灯油配送センター
津具給油所
津具ＬＰＧ販売所
豊根給油所
やすらぎ課
不動産センター
介護支援センター
デイサービスだみね
やすらぎホールしんしろ
やすらぎホールほうらい
やすらぎホールしたら
【生活部】
令和８年４月１日　不動産センター、介護支援センター、デイサービスだみねを生活部の管轄へ移管
店　舗　部
店舗課
グリーンファームしんしろ
こんたく長篠
Ａコープしんしろ店
Ａコープ作手店

②組合員組織

（令和８年３月31日現在）

組織名	構成員数	組織名	構成員数
茶業部会※	１０名	作手花き園芸組合	７名
イチゴ部会※	３４名	作手受託営農部会	８名
なす部会※	１５名	作手稲採種部会	６名
梅部会※	２８名	東栄わかどり生産部会	３名
トマト部会※	５７名	北設茶生産部会	１４名
肉牛部会※	５名	やまびこミニトマト生産部	２２名
酪農部会※	３名	夢山水生産部会	１１名
和牛部会※	２８名	北設受託部会（津具）	５名
つまもの部会※	２６名	北設受託部会（設楽）	５名
巨峰部会	２８名	菌床しいたけ部会	２０名
柿部会	６０名	女性部	３９７名
新城受託営農部会	５名	資産管理部会	３７名
青壮年部会	１５名	年金友の会	１０，７０２名
八名丸さといも部会	６０名	新城地区産直部会	６２５名
鳳来自然薯部会	７名	鳳来地区産直部会	２５６名
鳳来花卉花木部会	２５名	作手地区産直部会	１９３名
作手自然薯部会	２５名	北設地区産直部会	１９５名

※　統一部会

当組合の組合員組織を記載しています。

⑹　施設の設置状況

①組合の施設の状況（主な事務所について記載しています）

種　別	名　　称	構造及び面積等	所　　在　　地	摘　要
事務所	本　　店	コンクリート造　1,788㎡	新城市平井字中田６－１	
	西　　館	鉄　骨　造　576㎡	新城市平井字中田６－１	
	電　算　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　177㎡	新城市平井字藪前18－５	
	ち　さ　と　支　店	鉄　骨　造　249㎡	新城市豊栄字鳥居前222－８	
	東　　郷　　店	鉄　骨　造　294㎡	新城市川路字連吾24－２	
	八　　名　　支　　店	鉄　骨　造　607㎡	新城市黒田字萩平野33－１	
	相　談　セ　ン　タ　ー	コンクリート造　325㎡	新城市町並221	
	長　　篠　　支　　店	鉄　骨　造　771㎡	新城市長篠字西野々24－２	
	山　　吉　　田　　店	鉄　骨　造　361㎡	新城市下吉田字五反田32－１	
	大　　野　　支　　店	鉄　骨　造　307㎡	新城市大野字中野７－３	
	介　護　支　援　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　52.5㎡	新城市長篠字西野々24－２	
	デ　イ　サ　ー　ビ　ス　だ　み　ね	鉄　骨　造　156㎡	設楽町田峯字竹桑田５－22	
	鳳　　来　　寺　　支　　店	鉄　骨　造　254㎡	新城市玖老勢字追分下６－１	
	作手支店・作手営農センター	鉄　骨　造　988㎡	新城市作手高里字縄手下54－１	
	作　手　農　機　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　233㎡	新城市作手高里字縄手下26－２	
	新　城　営　農　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　540㎡	新城市平井字藪前22－１・23－１	国庫補助金
	新　城　農　機　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　512㎡	新城市平井字地官35	
	生　活　総　合　セ　ン　タ　ー	鉄　骨　造　499㎡	新城市豊栄字鳥居前222－８	
	設　　楽　　支　　店	鉄　骨　造　551㎡	設楽町田口字向木屋１	
	名倉店・名倉営農センター	鉄　骨　造　403㎡	設楽町東納庫字若林21－２	
	東　　栄　　支　　店	鉄　骨　造　476㎡	東栄町大字本郷字東万場33－１	
	津具支店・北設営農センター	鉄　骨　造　1,037㎡	設楽町津具字本間７	国庫補助金
	豊　　根　　店	鉄　骨　造　204㎡	豊根村下黒川字中西4－２・5－２	
集荷場	本店営農センター集荷場	鉄　骨　造　472㎡	新城市平井字藪前18－５・22－１・22－２	国庫補助金
	作手営農センター集荷場	鉄　骨　造　292㎡	新城市作手高里字縄手下54－１	
選果場	柿　　選　　果　　場	鉄　骨　造　1,322㎡	新城市字二本松４－１	国庫補助金
	作　手　ト　マ　ト　選　果　場	鉄　骨　造　620㎡	新城市作手高里字縄手下53－１	
	津　具　ト　マ　ト　選　果　場	鉄　骨　造　187㎡	設楽町津具字麓道下11	国庫補助金

種　別	名　　称	構造及び面積等	所　　在　　地	摘　要
農業倉庫	富　岡　低　温　倉　庫	鉄　骨　造　726㎡	新城市富岡字東門沢85－５	
	高　里　低　温　倉　庫	鉄　骨　造　221㎡	新城市作手高里字縄手上117	
	津　具　低　温　倉　庫	鉄　骨　造　216㎡	設楽町津具字本間７	
	名　倉　常　温　倉　庫	鉄　骨　造　194㎡	設楽町川向字庄之古呂７－４	
給油所	Ｊ　セ　ル　フ　新　城　西　部	鉄　骨　造　95㎡	新城市杉山字荒井40－１	
	Ｊ　セ　ル　フ　長　篠	鉄　骨　造　426㎡	新城市長篠字西野々34－２	
	作　手　給　油　所	鉄　骨　造　503㎡	新城市作手高里字縄手下117－１	
	設　楽　給　油　所	鉄　骨　造　157㎡	設楽町田口字小西15－３	
	津　具　給　油　所	鉄　骨　造　779㎡	設楽町津具字町尻２－１	
	東　栄　給　油　所	鉄　骨　造　154㎡	東栄町大字本郷字上岡本３－５	
	豊　根　給　油　所	鉄　骨　造　138㎡	豊根村下黒川字中西４－２・５－２	
店　舗	グリーンファームしんしろ	鉄　骨　造　1,406㎡	新城市字鳥居前216－１	
	こ　ん　た　く　長　篠	鉄　骨　造　760㎡	新城市長篠字西野々30	国庫補助金
	Ａコープしんしろ店	鉄　骨　造　1,433㎡	新城市平井字中田６－１	
	Ａ　コ　ー　プ　作　手　店	鉄　骨　造　839㎡	新城市作手高里字縄手下25－１	
葬　祭	やすらぎホールしんしろ	鉄　骨　造　595㎡	新城市平井字中田５－２	
	やすらぎホールほうらい	鉄　骨　造　772㎡	新城市長篠字樋詰７－１	
	やすらぎホールしたら	鉄　骨　造　307㎡	設楽町田口字向木屋１	
合　　計			４６箇所	

②共済事業の委託施設の状況

ア．代理業者数の推移

項　　目	前　期　末	当期増加	当期減少	当　期　末
共済代理店数	５３	１	４	５０

イ．当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	丸金モータース	愛知県新城市長篠字下り筬15－１	自動車修理

令和７年度　事業報告の附属明細書（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

１．役員に対する報酬等の明細

（単位：千円）

区　　分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理　　事	５６，７１０	６０，０００
監　　事	１２，８４１	１５，０００
合　　計	６９，５５２	７５，０００

１．退任理事に対する退職慰労金　　１００　千円
２．退任監事に対する退職慰労金　　－　千円

２．役員等の兼職又は兼業の明細（当期末現在）

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事組合長	常　勤	有	海　野　文　貴	愛知県農業協同組合中央会 愛知県信用農業協同組合連合会 愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県厚生農業協同組合連合会 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部 公益財団法人　農林業公社しんしろ ジェイエイ・トービス株式会社 他　１　先 農　業	理　事 経営管理委員 経営管理委員 経営管理委員 運営委員 副理事長 取締役
代表理事専務	常　勤	有	竹　下　武　重	農　業	
常務理事	常　勤	無	河　合　　司	公益財団法人　農林業公社しんしろ ㈱東三河食肉流通センター 他　２　先 農　業	監　事 取締役
常務理事	常　勤	無	鈴　木　廣　一	農　業	―
常勤監事	常　勤		栗　田　保　幸	―	―

３．役員との間の取引等の明細

（単位：千円）

役職等	取引内容及び金額		摘　要
	取引の種類	取引金額	
理　事（４）	金銭の貸付	令和７年度実行額　― 令和７年度期首残高　84,055 令和７年度期末残高　71,322 ※当期増減額　△ 12,733	・期中に新規取引なし ・「当期期首残高」には、期中新任理事の新任時点の残高は含まれていない。
監　事（０）	金銭の貸付	令和７年度実行額　― 令和７年度期首残高　― 令和７年度期末残高　― ※当期増減額　―	・期中に新規取引なし ・「当期期首残高」には、期中新任監事の新任時点の残高は含まれていない。

令和７年度 貸借対照表（令和８年３月31日現在）

愛知東農業協同組合

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	185,408,071	1 信用事業負債	179,862,914
(1) 現金	491,522	(1) 貯金	179,003,706
(2) 預金	144,146,231	(2) 借入金	392,656
系統預金	144,126,250	(3) その他の信用事業負債	466,551
系統外預金	19,980	未払費用	192,410
(3) 有価証券	17,168,930	その他の負債	274,141
国債	13,198,800	2 共済事業負債	501,138
地方債	559,590	(1) 共済資金	289,373
政府保証債	555,960	(2) 未経過共済付加収入	204,595
社債	2,854,580	(3) 共済未払費用	7,064
(4) 貸出金	22,485,441	(4) その他の共済事業負債	104
(5) その他の信用事業資産	1,122,119	3 経済事業負債	733,742
未収収益	1,084,451	(1) 経済事業未払金	324,676
その他の資産	37,668	(2) 経済受託債務	383,875
(6) 貸倒引当金	△ 6,173	(3) その他の経済事業負債	25,190
2 共済事業資産	9,226	4 雑負債	433,991
(1) その他の共済事業資産	9,226	(1) 未払法人税等	38,692
3 経済事業資産	1,151,420	(2) リース債務	137,639
(1) 経済事業未収金	570,080	(3) 資産除去債務	26,424
(2) 経済受託債権	260,654	(4) その他の負債	231,234
(3) 棚卸資産	304,528	5 諸引当金	591,905
購買品	272,484	(1) 賞与引当金	83,879
その他の棚卸資産	32,043	(2) 退職給付引当金	320,809
(4) その他の経済事業資産	65,015	(3) 役員退職慰労引当金	48,570
(5) 貸倒引当金	△ 48,858	(4) ポイント引当金	3,114
4 雑資産	305,139	(5) 特例業務負担金	135,532
5 固定資産	3,158,659	負債の部合計	182,123,692
(1) 有形固定資産	3,143,497	（純資産の部）	
建物	4,160,710	1 組合員資本	20,102,120
機械装置	1,118,282	(1) 出資金	861,159
土地	1,275,829	(2) 利益剰余金	19,246,585
リース資産	272,202	利益準備金	4,049,688
その他の有形固定資産	1,720,182	その他利益剰余金	15,196,897
減価償却累計額	△ 5,403,709	特別積立金（一般）	6,876,194
(2) 無形固定資産	15,161	農業農村振興基金(目的)	2,750,000
6 外部出資	9,246,400	施設投資積立金(目的)	2,368,631
(1) 系統出資	9,201,900	リスク対策積立金(目的)	2,000,000
(2) 系統外出資	44,500	情報システム対策積立金	80,901
7 繰延税金資産	189,858	組合員文化積立金(目的)	300,000
		税効果調整積立金(目的)	165,135
		当期未処分剰余金	656,033
		（うち当期剰余金）	233,457
		(3) 処分未済持分	△ 5,624
		2 評価・換算差額等	△ 2,757,036
		(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,757,036
		純資産の部合計	17,345,083
資産の部合計	199,468,775	負債及び純資産の部合計	199,468,775

令和７年度　損益計算書（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

愛知東農業協同組合

（単位：千円）

科目	金額		
1 事業総利益			3,148,804
事業収益		8,333,623	
事業費用		5,184,819	
(1) 信用事業収益		1,621,163	
資金運用収益	1,547,442		
（うち預金利息）	(1,102,836)		
（うち有価証券利息）	(160,385)		
（うち貸出金利息）	(254,006)		
（うちその他受入利息）	(30,213)		
役務取引等収益	61,107		
その他経常収益	12,614		
(2) 信用事業費用		575,516	
資金調達費用	312,005		
（うち貯金利息）	(309,159)		
（うち給付補填備金繰入）	(741)		
（うち借入金利息）	(367)		
（うちその他支払利息）	(1,738)		
役務取引等費用	31,673		
その他事業直接費用	172,660		
その他経常費用	59,176		
（うち貸倒引当金戻入益）	(△1,830)		
信用事業総利益			1,045,647
(3) 共済事業収益		635,802	
共済付加収入	597,494		
その他の収益	38,308		
(4) 共済事業費用		47,075	
共済推進費	3,672		
共済保全費	43,367		
その他の費用	35		
共済事業総利益			588,726
(5) 購買事業収益		4,476,208	
購買品供給高	4,234,334		
購買手数料	195,367		
その他の収益	46,505		
(6) 購買事業費用		3,682,329	
購買品供給原価	3,493,773		
購買品供給費	106,463		
その他の費用	82,092		
（うち貸倒引当金繰入額）	(△18,778)		
購買事業総利益			793,878
(7) 販売事業収益		805,845	
販売手数料	172,431		
販売品販売高（買取）	578,906		
その他の収益	54,507		
(8) 販売事業費用		498,657	
販売品販売原価（買取）	446,212		
販売費	51,592		
その他の費用	851		
（うち貸倒引当金繰入額）	(767)		
販売事業総利益			307,188

科目	金額		
(9) 保管事業収益		6,780	
(10) 保管事業費用		3,030	
保管事業総利益			3,750
(11) 利用・加工事業収益		754,238	
(12) 利用・加工事業費用		364,363	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△ 1,104)	
利用・加工事業総利益			389,874
(13) 宅地等供給事業収益		41,369	
(14) 宅地等供給事業費用		2,623	
宅地等供給事業総利益			38,746
(15) 指導事業収入		18,596	
(16) 指導事業支出		37,603	
指導事業収支差額			△ 19,007
2 事業管理費			3,051,555
(1) 人件費		2,045,472	
(2) 業務費		291,587	
(3) 諸税負担金		94,334	
(4) 施設費		617,824	
(5) その他事業管理費		2,337	
事業利益			97,248
3 事業外収益			139,804
(1) 受取雑利息		2,690	
(2) 受取出資配当金		96,055	
(3) 賃貸料		12,605	
(4) 雑収入		28,453	
4 事業外費用			5,134
(1) 寄付金		358	
(2) 雑損失		4,776	
経常利益			231,918
特別利益			121,813
(1) 固定資産処分益		99,561	
(2) 一般補助金		22,252	
特別損失			85,768
(1) 固定資産処分損		3,412	
(2) 固定資産圧縮損		22,252	
(3) 減損損失		60,103	
税引前当期利益			267,963
法人税・住民税及び事業税		59,228	
法人税等調整額		△ 24,722	
法人税等合計			34,505
当期剰余金			233,457
当期首繰越剰余金			378,729
情報システム対策積立金取崩額			43,846
当期未処分剰余金			656,033

注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- その他有価証券

時価のあるもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（店舗在庫）…… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（店舗在庫以外）… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- 建物　　５年～50年
- 機械装置　　２年～15年

②無形固定資産

定額法によっています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法により償却しています。

⑶　引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

組合員・利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

供給高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

②収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

ⅰ）委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用・加工事業

●営農利用事業

ライスセンター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

●葬祭事業

組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「０」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
- 販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2．会計上の見積りに関する注記

⑴　貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：4,193（千円）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金のポートフォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：60,103（千円）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑶　繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額（純額）：189,858（千円）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は、851,275千円であり、その内訳は次のとおりです。

機械装置	281,882千円	建物	47,351千円
その他の有形固定資産	522,041千円		

⑵　担保に供している資産

東栄町公金出納事務取扱に係る担保として、定期預金10,000千円を供しています。

⑶　役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- 理事及び監事に対する金銭債権の総額　　71,322千円
- 理事及び監事に対する金銭債務の総額　　― 千円

⑷　農協法等開示債権の状況　　（単位：千円）

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	２６，４１４
危険債権	７６，４５７
三月以上延滞債権	―
貸出条件緩和債権	―
合計	１０２，８７１

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
２．危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
３．三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記１及び２の債権を除きます。）
４．貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記１、２の債権及び３の貸出金を除きます。）
５．なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

４．損益計算書に関する注記

⑴　減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
川合店	営業用店舗	建物及びリース動産
鳳来営農センター	営業用店舗	土地及び建物等
鳳来梅加工場	加工施設	建物付属設備
豊根農産加工場	加工施設	建物及び機械装置
豊根茶工場	加工施設	建物
津具ライスセンター	農業施設	建物及び構築物
八名給油所	営業用店舗	土地及び建物等
Ａコープ八名店	営業用店舗	建物及び建物付属設備

当組合は、場所別の管理会計の単位を基本に信用共済・経済事業は、支店・支所ごとに、Ａコープ、グリーンセンター、給油所、葬祭事業は店舗施設ごとにグルーピングしています。また、本店、農業関連施設（各営農センター、ライスセンター、育苗施設、農業倉庫等）、地域のライフラインである一部店舗・給油所施設はＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

川合店、鳳来営農センター、鳳来梅加工場、豊根農産加工場、豊根茶工場、津具ライスセンター、八名給油所については、店舗閉鎖により資産が遊休状態となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

Ａコープ八名店については、収用により早期処分の対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

川合店8,641千円(建物8,331千円、その他固定資産等309千円)
鳳来営農センター11,070千円（土地2,973千円、建物7,582千円、その他固定資産等515千円）
鳳来梅加工場2,680千円（その他固定資産等2,680千円）
豊根農産加工場2,396千円（その他固定資産等2,396千円）
豊根茶工場234千円（建物234千円）

津具ライスセンター2,669千円（建物2,314千円、その他固定資産等355千円）
八名給油所18,777千円（土地17,315千円、建物1,250千円、その他固定資産等210千円）
Ａコープ八名店13,633千円（建物13,081千円、その他固定資産等552千円）

④回収可能価額の算出方法

川合店、鳳来営農センター、鳳来梅加工場、豊根農産加工場、豊根茶工場、津具ライスセンター、八名給油所、Ａコープ八名店の回収可能価額については土地売却による正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は土地については固定資産税評価額に基づき算定しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

５．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

〈市場リスクに係る定量的情報〉

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貯金並びに借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.55％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,405,234千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定

額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	144,146,231	143,808,810	△ 337,420
有価証券			
その他有価証券	17,168,930	17,168,930	—
貸出金	22,485,441		
貸倒引当金（注）	△ 4,193	0	—
貸倒引当金控除後	22,481,248	22,283,953	△ 197,294
資産計	183,796,409	183,261,694	△ 534,715
貯　金	179,003,706	178,568,203	△ 435,503
負債計	179,003,706	178,568,203	△ 435,503

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資　産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負　債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	９，２４６，４００
合計	９，２４６，４００

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	144,146,119	—	—	—	—	—
有価証券	900,000	100,000	100,000	300,000	700,000	17,900,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	900,000	100,000	100,000	300,000	700,000	17,900,000
貸出金（注１，２，３）	2,593,672	1,654,893	1,559,949	1,444,833	1,245,016	13,937,664
合計	147,639,791	1,754,893	1,659,949	1,744,833	1,945,016	31,837,664

（注１）貸出金のうち、当座貸越391,120千円については「１年以内」に含めています。
（注２）貸出金のうち、三カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等40,630千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
（注３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件8,780千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
貯金（注）	167,101,025	3,317,547	6,813,147	1,322,160	335,556	114,269
合計	167,101,025	3,317,547	6,813,147	1,322,160	335,556	114,269

（注）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

６．有価証券に関する注記

⑴　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	13,198,800	15,226,366	△ 2,027,566
	地方債	559,590	700,000	△ 140,410
	政府保証債	555,960	698,955	△ 142,995
	社債	2,854,580	3,300,644	△ 446,064
	小計	17,168,930	19,925,966	△ 2,757,036
合計		17,168,930	19,925,966	△ 2,757,036

⑵　当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

７．退職給付に関する注記

⑴　退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	３２５，７４９千円
退職給付費用	８０，８２９千円
退職給付の支払額	△２８，６３０千円
特定退職金共済制度への拠出金	△５７，１３９千円
期末における退職給付引当金	３２０，８０９千円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	１，２６７，７５２千円
年金資産	△９４６，９４２千円
特定退職金共済制度	△９４６，９４２千円
退職給付引当金	３２０，８０９千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	８０，８２９千円
臨時に支払った割増退職金	０千円
退職給付費用	８０，８２９千円

⑵　特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は22,401千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。なお、同共済組合より示された令和８年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込み額は、137,526千円となっています

8．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	９１，４３１千円
賞与引当金	２３，９０６千円
役員退職慰労引当金	１３，８４２千円
特例業務負担金引当金	３８，６２７千円
固定資産減損損失	３７，１８０千円
貸出金未収利息不計上額	７２３千円
未払費用否認額	１３，４１５千円
ポイント引当金	８８８千円
未払事業税等	３，９４８千円
資産除去債務	７，５３１千円
その他有価証券評価差額金	７８５，７５５千円
その他	２３，７９９千円
繰延税金資産小計	１，０４１，０４５千円
評価性引当額	△５８，８８８千円
評価性引当額（その他有価証券評価差額金）	△７８５，７５５千円
繰延税金資産合計	１９６，４００千円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△６，５４２千円
繰延税金負債合計	△６，５４２千円
繰延税金資産の純額	１８９，８５８千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

繰延税金資産	２７．８％
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	０．８％
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ ４．９％
事業分量配当	△ ５．１％
収用等の特別控除	△ ５．１％
法人税額の特別控除	△ ０．６％
評価性引当額の増減	１．２％
住民税均等割額	０．３％
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ １．７％
その他	０．３％
税効果適用後の法人税等負担率	１２．８％

9．収益認識に関する注記

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表等の附属明細書

１．組合員資本の明細

（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	876,086	25,498	40,425	861,159
利益剰余金	19,089,276	474,331	317,022	19,246,585
利益準備金	4,049,688	—	—	4,049,688
その他利益剰余金	15,039,588	474,331	317,022	15,196,897
特別積立金	6,876,194	—	—	6,876,194
農業農村振興基金	2,700,000	50,000	—	2,750,000
施設投資積立金	2,368,631	—	—	2,368,631
リスク対策積立金	1,850,000	150,000	—	2,000,000
情報システム対策積立金	124,747	—	43,846	80,901
組合員教育文化振興基金	300,000	—	—	300,000
税効果調整積立金	165,135	—	—	165,135
当期未処分剰余金	654,878	274,331	273,176	656,033
処分未済持分	△ 3,204	△ 4,394	△ 1,974	△ 5,624
合計	19,962,158	495,435	355,473	20,102,120

摘要：出資１口金額　　１，０００円

（注）令和6年度の剰余金処分に基づき、農業農村振興基金　50,000千円、リスク対策積立金　150,000千円、が増加しています。

２．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円、％）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建物	4,207,582	18,449	65,321 (37,984)	4,160,710	80,347	2,918,770	70
	構築物	974,549	2,415	687 (687)	976,277	31,784	698,658	71
	機械装置	1,114,281	51,156	47,154 (621)	1,118,282	30,821	997,884	89
	車輌運搬具	49,241	8,245	300	57,186	2,461	50,165	87
	器具備品	663,435	51,872	28,590 (210)	686,717	46,988	598,890	87
	土地	1,296,118	—	20,289 (20,289)	1,275,829			
	リース資産	332,873	—	60,671 (309)	272,202	47,687	139,339	51
	計	8,638,083	132,138	223,014 (60,103)	8,547,207	240,090	5,403,709	
無形固定資産	ソフトウェア	10,846	6,943	4,528	13,261	4,526		
	その他	3,072	—	1,172	1,899	1,172		
	計	13,918	6,943	5,701	15,161	5,699		
合計		8,652,001	139,082	228,715 (60,103)	8,562,368	245,790	5,403,709	

（注）（ ）内は減損損失分です。

3. 外部出資の明細

（単位:千円）

出資先			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	愛知県信用農業協同組合連合会		7,694,130	—	—	7,694,130
	愛知県経済農業協同組合連合会		229,770	—	—	229,770
	愛知県厚生農業協同組合連合会		800	—	—	800
	全国共済農業協同組合連合会		1,262,300	—	—	1,262,300
	農林中央金庫		14,000	—	—	14,000
	全国農業協同組合連合会		800	—	—	800
	愛知県酪農農業協同組合		100	—	—	100
	計		9,201,900	—	—	9,201,900
系統外出資	株式	㈱東三河食肉流通センター	9,350	—	—	9,350
		㈱農協観光	0	—	—	0
		㈱日本農業新聞	100	—	—	100
		㈱ＪＡハートホームサポート	3,000	—	—	3,000
	その他	愛知県農業信用基金協会	32,040	—	—	32,040
		したらワークス協同組合	—	10	—	10
	合計		44,490	10	—	44,500
計			9,246,390	10	—	9,246,400

４．引当金の明細

（単位：千円）

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	43,620	65,032	59	43,561	65,032
一般貸倒引当金	8,652	14,470		8,652	14,470
うち信用事業	4,343	4,193		4,343	4,193
うち購買事業	4,060	9,169		4,060	9,169
うち販売事業	64	831		64	831
うち利用事業	184	276		184	276
個別貸倒引当金	34,967	50,561	59	34,908	50,561
うち信用事業	—	1,979	—	—	1,979
うち購買事業	22,473	36,083	59	22,414	36,083
うち販売事業	—	—	—	—	—
うち利用事業	3,694	2,497	—	3,694	2,497
うち管理事業	8,800	10,000	—	8,800	10,000
賞与引当金	79,964	83,879	79,964		83,879
退職給付引当金	325,749	80,829	85,769		320,809
役員退職慰労引当金	41,150	7,510	90		48,570
ポイント引当金	3,917	3,114		3,917	3,114
特例業務負担金引当金	163,693	—	22,401	5,759	135,532

（注１）引当金の計上理由及び算定方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しています。
（注２）貸倒引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額です。なお、損益計算書の表示上、繰入額と戻入額を相殺した額で表示しています。
（注３）ポイント引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額です。
（注4）特例業務負担金引当金の当期減少額その他は、当期末時点の計算による戻入額です。

5．事業管理費の明細

（単位：千円）

損益計算書科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	69，552
	給料手当	1，117，571
	うち賞与引当金繰入	83，879
	雑給	496，722
	福利厚生費	279，035
	退職給付費用	80，829
	役員退職慰労金	10
	役員退職慰労引当金繰入	7，510
	特例業務負担金引当金繰入	△5，759
	計	2，045，472
業務費	会議費	15，195
	接待交際費	483
	宣伝広告費	21，237
	通信費	33，233
	印刷・消耗品費	23，237
	図書・研修費	9，025
	事務委託費	185，641
	旅費	3，533
	計	291，587
諸税負担金	租税公課	68，144
	支払賦課金	11，956
	分担金	14，233
	計	94，334
施設費	減価償却費	245，790
	長期前払費用償却費	5，194
	保守修繕費	59，837
	保険料	14，189
	水道光熱費	103，108
	賃借料	116，701
	車輌費	19，128
	消耗備品費	6，712
	施設管理費	46，774
	資産除却債務利息費用	387
	計	617，824
その他事業管理費	その他事業管理費	2，337
合計		3，051，555

令和７年度　剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
１．当期未処分剰余金	**６５６，０３３，９５１**
２．剰余金処分額	**２８４，３５６，４２９**
(1) 任意積立金	２０８，７２２，９８４
施設投資積立金	３４，０００，０００
リスク対策積立金	１５０，０００，０００
税効果調整積立金	２４，７２２，９８４
(2) 出資配当金	２５，６３３，４４５
(3) 事業分量配当金	５０，０００，０００
３．次期繰越剰余金	**３７１，６７７，５２２**

１．出資配当は年３％の割合です。

２．事業分量配当金の基準は次のとおりです。
(1)　信用事業　　貯金、融資、資金振替決済の各業務の利用状況に対して配当します。
(2)　共済事業　　長期共済保有高に対して配当します。
(3)　営農販売事業　　販売精算額（産直含む）に対して配当します。

３．任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額及び剰余金処分後積立額は次のとおりです。

（単位：千円）

種類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
農業農村振興基金	農協法第10条第１項第１号及び第13号の事業に要する費用に充てるために基金造成を行う。積立目的事由の発生又は積立金の目標額に達した時は、理事会に付議したうえで取崩すことができる。	3,000,000	2,750,000
施設投資積立金	中長期的に予定する施設取得及び大規模修繕・更新の資金準備のために積立を行い、取得した年度において自己資金相当額を取崩す。	4,000,000	2,402,631
リスク対策積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の売却損・償還損・減損等、地震・台風等の大規模自然災害、感染症等、法令改正、会計基準の変更等による 多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てる。多額の損失が発生した場合には相当額以内で理事会の決議を経て取崩す。	3,000,000	2,150,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得した年度において自己資金相当額を取り崩す。	200,000	80,901
組合員教育文化振興基金	組合員・組合員家族への協同組合に関する教育その他目的達成に必要な事項を行う経費に充てる為に積み立てる。積立目的事由が発生した場合には経費相当額以内で取崩す。	300,000	300,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を保留するために積立を行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		189,858

注）共同利用施設等の大規模修繕・更新に対応するため、施設投資積立金の目的、積立基準の一部変更、目標額の増額をしております。

４．次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため繰越額50,000千円が含まれています。

謄 本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和８年６月１日

愛知東農業協同組合
理　事　会　御中

み　の　り　監　査　法　人
東　京　都　港　区
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　葛　西　利　彦
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　柴　田　　剛

＜計算書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、愛知東農業協同組合の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある

場合には当該事項を開示する責任がある。
　監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞
剰余金処分案に対する監査意見
　当監査法人は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、愛知東農業協同組合の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任
　経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。
　監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任
　監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係
　組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監事の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

謄本

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの令和７年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意思を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和８年６月２日

愛知東農業協同組合

代表監事　牧野純久　㊞

常勤監事　栗田保幸　㊞

監　事　伊藤弘美　㊞

監　事　神谷博幸　㊞

監　事　原田あけみ　㊞

監事　伊藤弘美は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

令和７年度　部門別損益計算書（令和７年４月１日から令和８年３月31日）

（単位：千円）

区　　分	合　　計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営農指導事　業	共　通管理費等
事　業　収　益①	8,360,004	1,621,163	635,802	2,432,959	3,657,162	12,915	
事　業　費　用②	5,211,200	575,516	47,075	1,774,232	2,794,597	19,778	
事　業　総　利　益③（①－②）	3,148,804	1,045,647	588,726	658,727	862,565	△ 6,862	
事　業　管　理　費④	3,051,555	785,597	437,707	805,466	918,040	104,744	
（うち減価償却費⑤）	245,790	64,392	20,905	84,045	66,087	10,358	
（う　ち　人　件　費⑤′）	2,045,472	487,564	313,202	528,309	639,282	77,113	
※うち共通管理費⑥		126,054	67,938	97,848	114,986	10,130	△ 416,958
（うち減価償却費⑦）		5,087	2,741	3,949	4,640	408	△ 16,828
（う　ち　人　件　費⑦′）		48,734	26,265	37,829	44,455	3,916	△ 161,200
事　業　利　益⑧（③－④）	97,248	260,049	151,019	△ 146,738	△ 55,474	△ 111,606	
事　業　外　収　益⑨	139,804	40,951	21,902	33,226	40,391	3,332	
※うち共通分⑩		40,639	21,902	31,545	37,070	3,265	△ 134,424
事　業　外　費　用⑪	5,134	1,219	657	1,049	2,110	97	
※うち共通分⑫		1,219	657	946	1,112	97	△ 4,033
経　常　利　益⑬（⑧＋⑨－⑪）	231,918	299,782	172,264	△ 114,561	△ 17,194	△ 108,372	
特　別　利　益⑭	121,813	36,826	19,847	28,586	33,592	2,959	
※うち共通分⑮		36,826	19,847	28,586	33,592	2,959	△ 121,813
特　別　損　失⑯	85,768	26,001	13,958	20,103	23,624	2,081	
※うち共通分⑰		25,898	13,958	20,103	23,624	2,081	△ 85,665
税引前当期利益⑱（⑬＋⑭－⑯）	267,963	310,607	178,154	△ 106,078	△ 7,225	△ 107,494	
営農指導事業分配賦額⑲		35,618	20,054	22,438	29,382	△ 107,494	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳（⑱－⑲）	267,963	274,988	158,100	△ 128,517	△ 36,608		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）　農協法施行規則の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しておりますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）　共通管理費等

（配置人員構成比＋人件費を除いた事業管理費構成比＋事業総利益構成比）／３

（2）　営農指導事業

各事業総利益構成比

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営農指導事　業	合　　計
共通管理費等	30.23%	16.29%	23.47%	27.58%	2.43%	100.00%
営農指導事業	33.14%	18.66%	20.87%	27.33%		100.00%

自　令和８年４月　１日
至　令和９年３月３１日

第 34 期
令和8年度　事　業　計　画

◆事業方針

近年、異常気象の頻発や生産資材・燃料価格の高止まりに加え、中東地域における情勢不安の長期化、とりわけイラン情勢を背景としたエネルギー価格の変動は、肥料や輸送コストの上昇を通じて農業経営に影響を及ぼしています。さらに、農業従事者の減少や高齢化の進行など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、デジタル技術の急速な進展や消費行動の変化により、農業・地域社会に求められる役割も大きく変化しています。

このような状況の中、ＪＡ愛知東は、基本理念である「未来に残そう水と緑」を念頭に、組合員の営農とくらしを守り、地域社会の持続的発展に貢献することを使命として、総合事業を展開してまいります。

本年度は、第11次中期３か年計画の中間年度として、３つの基本方針である「地域農業を未来につなげる」「『幸せ』を感じるくらしをともに目指す」「持続可能な事業運営を目指す」を着実に進展させるとともに、次年度以降の成果創出につなげる重要な年度と位置づけ、事業改革を推進してまいります。

営農事業においては、品目別販売戦略（オンリーワン戦略）のさらなる深化を図るとともに、ＩＣＴを活用した栽培管理やデータに基づく指導体制の確立により、生産性向上と省力化を推進します。また、担い手の確保・育成に向けた支援体制の強化や、地域ぐるみでの農地維持・活用に取組み、持続可能な農業生産基盤の構築を進めてまいります。

金融事業においては、農業メインバンク機能の発揮に向け、営農部門との連携を一層強化し、農業資金や生活資金に関する提案力の向上を図ります。あわせて、オンライン相談や各種デジタルサービスの拡充により、利便性の高い金融機能の提供に努めてまいります。

共済事業においては、利用者ニーズの多様化に対応した保障提案の充実を図るとともに、デジタルツールを活用した手続きの効率化や迅速な対応により、安心・信頼の確保に努めてまいります。また、自然災害への備えとして、リスク管理体制の強化にも取組みます。

生活事業においては、地域のライフラインを支える役割を果たすとともに、デジタル技術を活用した情報発信やサービス提供により、組合員・利用者の利便性向上を図ります。あわせて、多様化する生活ニーズに対応した事業展開を進めてまいります。

店舗事業においては、地産地消の推進と店舗の魅力向上に取組むとともに、販売データの活用による商品構成の最適化やサービス改善を図ることや、事業再編に対応したグリーンファームしんしろの営農購買品の取り扱い拡充により、利用者に選ばれる店舗づくりを進めてまいります。

組織・経営面においては、組合員との対話活動を継続し、意見・要望を事業運営に反映させるとともに、デジタル技術を活用した業務効率化と内部統制の強化、将来を担う人材の育成と組織力の向上に取組み、経営基盤の安定と持続的成長を目指します。また、東三河地区３ＪＡ（愛知東・ひまわり・蒲郡市）の合併にかかる協議につきましては、今後も継続して取組んでまいります。

ＪＡは、農業の生産力向上と農家所得の増大を通じて、地域農業の発展と豊かな地域社会の実現に貢献する重要な役割を担っています。その実現のためには、組合員・地域住民の皆様の参画と協力が不可欠です。

今後も、組合員および地域の皆様とのつながりを大切にしながら、対話を通じて課題解決と価値創出に取組み、持続可能な地域社会の実現に向けて歩みを進めてまいります。引き続き、皆様の積極的な参画とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

営　農

◆事業方針

「環境変化に対応し、持続可能な営農を築く」

夏場の異常な高温、農家高齢化に伴う労働力不足、改正物流効率化法への対応等、地域農業を取り巻く環境に対応するため、組合員・行政・関係機関と一体となって、農家所得の安定・向上を目指します。

●現場に根差した指導力の向上により新規就農者・規模拡大農家への対応力強化につなげます。
●農家の労働力不足への対応として、スマート農業による労働力補完を推進します。
●利用施設の効率的運営や青果物流の問題改善に努め、持続可能な営農体制を構築します。
●八名営農センター・鳳来営農センター閉鎖に伴う新城営農センターでの対応力向上と、グリーンファームしんしろの利用促進、購買品の配送強化に努めます。

１．水田農業の担い手づくり

施策		実践取組	目標値
経営の安定化	実需に対応した生産計画策定（独自販売の強化）	実需者の要望に応えた品種作付けと地区の特色を活かした販売 酒造好適米 ・夢吟香：　276俵　販売金額　7,728千円 ・山田錦：　310俵　販売金額　8,680千円 ・夢山水：　2,419俵　販売金額　67,732千円 加工用米 ・チヨニシキ：　1,906俵　販売金額　38,120千円 うるち米 ・みねはるか：　313俵　販売金額　7,199千円	
		生産地区の特色を活かした販売対策強化（ＪＡ自己販売） ・あいちのかおり：2,800俵　販売金額　64,400千円 ・ミネアサヒ：　3,513.5俵　販売金額　102,998千円	
	稲作指導の強化	水稲現地指導会の開催 （過去の反省、今年の傾向について）	管内25会場
		病害虫発生、収穫適期の早期情報発信 （ホームページ、ダイレクトメール）	早期対応による病害虫被害の削減
	コスト削減に向けた取組み	省力化技術（ＩＣＴ・スマート農業）の導入検討	情報管理ツール（Z-ＧＩＳ、AgriLook）を担い手へ提案
	食味向上の取組み	食味値分析・土壌分析結果による施肥設計、栽培暦の見直し	土壌診断：作手地区50点以上 食味向上検討会：年４回
水田の維持	農地の集約・集積による効率的な経営への誘導	地域計画を活用し、担い手へ農地を集約・集積することで作業効率を向上させ、経営規模を拡大	担い手との検討会：年２回
	作業受託体制の整備	機械作業受託者を確保し、作業機械を導入することで受託体制を強化	担い手との検討会：年２回

2．基幹品目の担い手づくり

品目	施策		実践取組	目標値
トマト	県内唯一夏秋トマト産地の持続		ＪＡ、生産者、行政一体となった新規就農者募集	就農相談会：年２回
	夏季の高温対策		バイオスティミュラント資材を活用した栽培技術の普及（勉強会の開催）	高温対策講習会（勉強会）：年２回
	出荷基準の遵守		定期的な出荷基準の確認（基準のすり合わせ）	出荷基準の統一（目揃え会以外）：年２回
	難防除病害虫対策		コナジラミ等の防除を目的とした気門封鎖材	資材導入戸数：15戸
いちご	新城地区	生産量の安定化	栽培環境の改良（環境測定値の収集、活用）	環境測定値を活用した学習会：年２回
		栽培面積分の定植苗確保	委託生産苗、購入苗の要望数確保	苗の確保数：50,000株
		新規就農者の支援	栽培・経営指導の徹底	反収：新規就農者平均以上 販売金額：650万円以上/10a
	作手地区	販促期（１～２月）の出荷量の確保	適期管理作業及び高品質出荷への指導	出荷量：４万パック
		高品質化（熟度、糖度、棚持ち性）	着果促進と適正な施設環境管理指導	
ほうれん草	荷造り作業の効率化と省力化		自動包装機の導入検討	定例会：月１回
	周年作への品種検討		野菜優良品種選定試作協会への参加	品種検討会：年２回
	販売単価の向上		高単価販売先の開拓(契約販売の規模拡大)	前年販売数量：20%増
ミニトマト	秋季の生産安定を狙った品種および資材の導入		高温耐性、秋季の裂果耐性のある品種の導入検討	試験品種の試作：２品種以上
			高温対策として、遮熱塗布材の散布、白黒マルチの利用促進	遮熱塗布材：５件以上 白黒マルチ：７件以上
	出荷作業の省力化		東三河パッケージセンターへの計画的な出荷体制の構築	出荷量：1,100コンテナ（１コンテナ９kg）
	高単価販売		生協向け３kg段ボール規格の契約出荷	出荷量：2,000箱（１箱３kg）
	難防除病害虫を目的とした資材の導入・分析		コナジラミ等の防除を目的とした資材の導入	資材導入件数：15件以上
菌床しいたけ	生産量の安定化（高温障害対策）		栽培測定機器（温度管理機器）、塗布剤散布による温度管理の徹底	新規導入数：５件以上
	需要期に合わせた出荷量調整		11月、12月の巡回時に、菌床の状態確認後、刺激指導	12月出荷量：10%増
	出荷量の安定		大玉規格、良品の販売強化	単価：10%増
お茶	販売強化		入札方式販売に対応した有利販売	単価：10%増
			ＪＡ支店購買での茶販売、ティーバッグ商品の店舗販売（北設）	商品の販路拡大
苧	作業の省力化		東三河パッケージセンターの利用促進	取扱数量：15,000kg
八名丸里芋	秀品・優品の製品率の向上		優良系統選抜した種芋（メリクロン株）の作付拡大、病害虫防除の徹底	種芋選果（出荷）：300kg 栽培講習会：７月２回
	販売強化		販売強化（契約販売、学校給食等）	契約販売：5,000kg 平均単価：300円/kg

営 農

品目	施策	実践取組	目標値
自然薯	産地に適した栽培方法の確立	共同圃場で適正な栽培角度の検証	施肥基準、栽培体系の改定
		夏季高温対策に有効な資材活用	資材導入：1点
つまもの	年末需要に向けた販売強化と市場出荷の通年化	うらじろ圃場の確保と夏場管理の徹底	うらじろ出荷量：20,000枚
		部会員募集の案内掲示	新規会員：５名
柿	各品種の安定出荷	病害虫防除、整枝技術指導	早秋出荷量：340ケース 次郎出荷量：9,700ケース 富有出荷量：2,300ケース
巨峰	栽培技術の継承、園地の維持	優良栽培者の技術継承を目的とした講習会の実施	講習会：年３回
いちじく	新規栽培面積の拡大に向けた誘致活動	幅広い募集活動（農業塾、産直講習会）と栽培説明会の実施	新規栽培者：１人増
	出荷量の確保	巡回指導によるアザミウマ被害の抑制	防除指導：年３回
梅	大玉生産に向けた取組み強化	現地指導を通じた大玉生産技術の平準化	剪定講習会：年１回 現地圃場巡回：年１回
	市場外販売の強化	関谷醸造、東海コープ、経済連店舗向け大玉規格の安定出荷	出荷量：8,700kg
小菊	品質の安定化	害虫防除指導等による生産体制の強化	栽培・巡回指導：3回
	需要期販売による販売単価の向上	開花（収穫）時期を外さない品種選定および計画作付けの徹底	８月上旬、９月上旬の出荷量増加
鉢花	販売単価の向上	市場との生産・出荷計画情報の共有	鉢単価：10％増
シキミ	物日出荷量の確保	栽培講習会の開催（整枝・防除）	講習会：各１回
		新規苗購入者への栽培指導	圃場巡回：年２回

３．直販の担い手づくり

品目	施策	実践取組	目標値
加工とうがらし	出荷ロスの軽減	巡回指導（生育状況の確認）	圃場巡回：年３回
	新規栽培者の確保	栽培講習会の開催	新規栽培者：３人増

４．畜産事業の振興

施策		実践取組	目標値
新規就農者・規模拡大農家への支援	ＪＡ畜産経営継承支援事業の活用	ＪＡ畜産経営継承支援事業に関わる事業遂行および関係団体と情報交換の実施	各事務処理：６月、11月、３月 検討会：年２回
	関係機関と連携した経営計画の作成		
	東栄わかどり生産部、㈱東栄チキンとの連携強化	関係機関を交えた情報交換会の実施	情報交換会：年２回
鳳来牛認定店舗・飲食店等と連携した宣伝活動	普及啓発活動の実施	助成事業を活用した消費者交流活動の実施	試食会・消費者交流会：年２回
	店舗部と連携したブランドの情報発信強化	インスタグラム（運用：店舗部）を活用した知名度向上	鳳来牛に関わる投稿：年12回

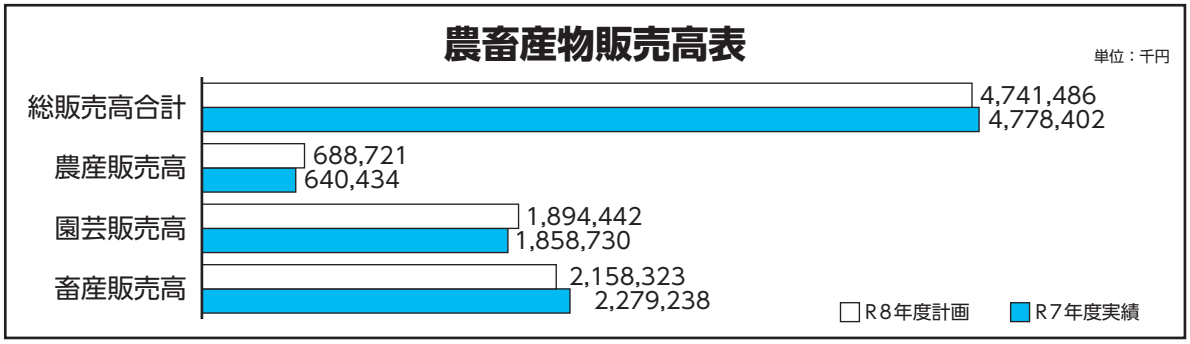
施策		実践取組	目標値
肉牛出荷段階を見据えた素牛生産	関係機関や肥育農家をはじめとした情報交換	情報収集のための購買者巡回実施	購買者巡回：年２回
	飼養管理面での取組方針の検討	購買者巡回結果を踏まえた取組み方針・改良目標の検討会および取組み状況の確認・評価の実施	全体会：年４回
	ゲノミック評価を活用した改良目標の設定		
新規借腹農家及び受精卵販売の確保	関係機関との情報交換から候補先を選定	管内生産者への集中移植促進	新鮮卵：108卵
		管外関係機関・農家への凍結受精卵販売促進	凍結卵：40卵
自給飼料	輸入粗飼料への依存度軽減に向けた仕組み作りと国内産粗飼料の確保	稲わらサイレージの収穫実証	収穫ロール数：240ロール
		コントラクター事業の方向性と刈取機械導入についての検討	検討会：年４回
生乳の安全・安心の確保とPR活動	生乳生産チェックシートを活用した安全で良質な生乳出荷	職員による定期的な生産者巡回実施	情報提供・巡回：年６回
	消費者への理解醸成活動	協同乳業(株)と連携した交流活動の実施	イベント参加：年２回

販売事業への取組み

施策	実践取組
持続可能な販売物流体制の構築	• 関係機関を交えた翌日出荷への移行検討 • 予冷庫の導入・保管体制の活用による品質管理の徹底 • 組合員および関係者（部会・市場）への周知 • 出荷締切時間の見直しによる計画的集荷体制の構築

営農指導事業への取組み

施策	実践取組
現場へ出向く指導体制強化	生産現場へ出向く体制強化（栽培管理、病害虫対策・肥培管理等）
新規就農者・担い手農家への重点支援	• 認定農業者・新規就農者を対象に経営相談や補助事業活用支援を強化
栽培指導体制の強化（ロボット・ＩＣＴ・ＡＩなどの有効活用）	• コスト削減（省力化・労力軽減）、適正な施肥・農薬散布、生産性向上に向けた情報収集と検証 • ＩＣＴ活用による情報発信（ＬＩＮＥやメールを活用し、病害虫速報・栽培暦情報を迅速に発信）



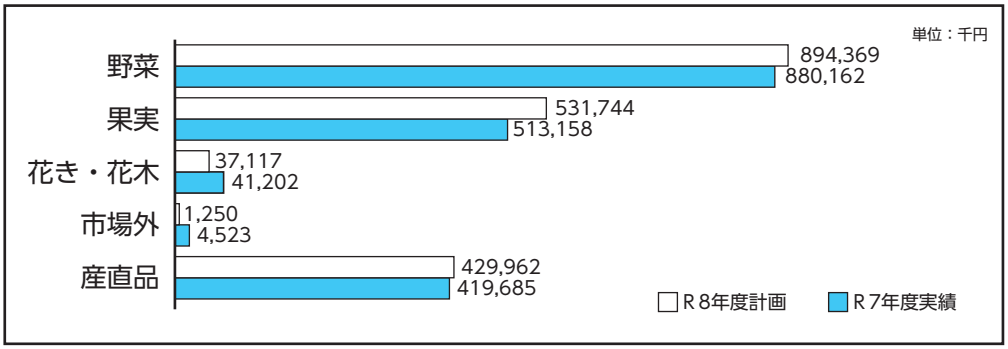
※ 令和７年度販売高実績については、販売手数料及び購買供給高からの付け替え金額（547,348 千円）を減算した金額となっています。また、計画値も同様であります。

営 農

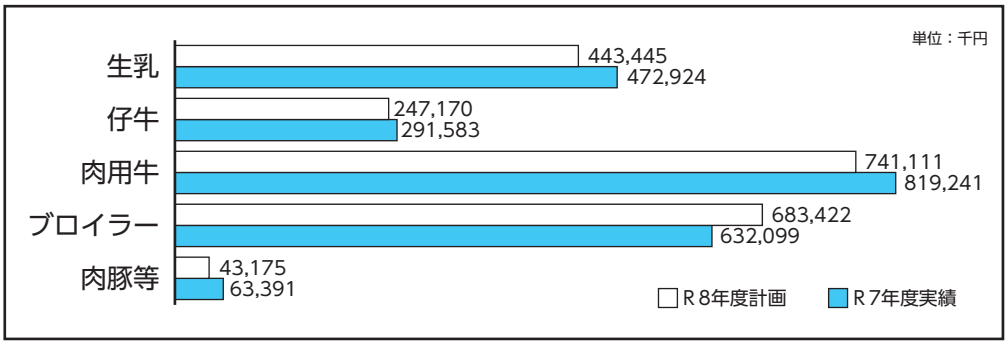
農産　内訳



園芸　内訳



畜産　内訳



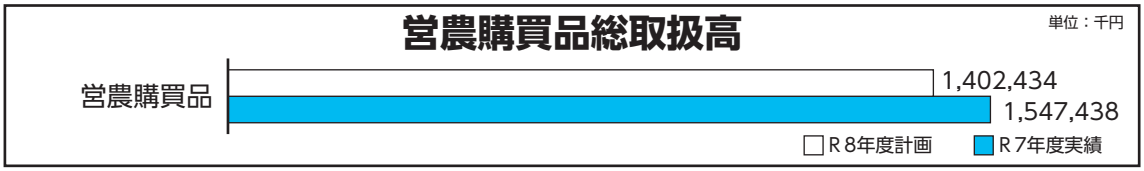
営農指導収支計画

単位：千円

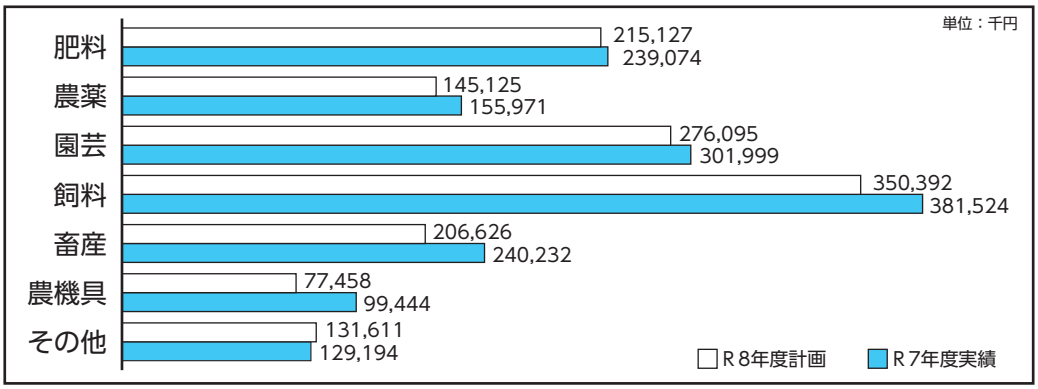
Ｒ８年度　収入計画	収入合計　9,230			他部門負担金　11,085	
明細	指導補助金 2,165	指導実費収入 1,971	指導雑収入 5,094		
Ｒ８年度　費用計画	費用合計　20,315				
明細	営農改善費　6,340	教育情報費 4,633	組織育成費 3,567	指導雑費　5,775	
Ｒ７年度　収入実績	収入合計　12,914			他部門負担金　6,838	
明細	指導補助金 1,926	指導実費収入 5,540	指導雑収入 5,448		
Ｒ７年度　費用実績	費用合計　19,752				
明細	営農改善費　7,419	教育情報費　4,352	組織育成費 2,168	指導雑費　5,813	

購買事業の取組み

施　策	実　践　取　組	目　標　値
予約購買の見直しによる収支改善	予約購買の見直し	供給月・決算月・値引の見直し
農機事業の充実	低価格農機の普及（展示会や点検訪問時および生産部会会合での紹介と提案） 省力化機械の普及（生産部会会合での紹介と提案） 安全作業の周知徹底（展示会での啓蒙活動および安全講習会の実施） 整備士の修理技術向上による取扱数量の増加	低価格農機販売台数：２台 省力化機械販売台数：５台 安全講習会：年４回以上 農機購買供給高：13.5％増



内　訳



新規就農支援

施　策	実　践　取　組	目　標　値
新規就農者支援体制強化	• 県内外・地元就農希望者への募集活動の強化 • 新城設楽担い手育成総合支援協議会での取組み実績の検証と改善 • 県農業改良普及課、金融共済部と連携した資金融資	就農林相談会：１回 現地説明会：２回 新城市アグリチャレンジ：3回 検討会：４回 融資実行件数：５件以上

労働力確保

施　策	実　践　取　組	目　標　値
農業労働力の確保	無料職業紹介所による被雇用者の紹介	紹介人数：10人
	スキマバイトの活用提案	トマト・ミニトマト・ホウレンソウ・いちご部会生産者への紹介

営 農

総合事業力の発揮

施　策	実　践　取　組	目　標　値
経営指導による農家経営基盤強化支援	• 農家経営意向調査に基づく経営継承可能農家の把握 • 農家別経営状況の把握 • 県農業改良普及課、金融共済部と連携した経営指導の実践 • 農業資金融資の強化	• 意向調査：攻めの品目で実施 • 経営状況把握：攻めの品目各３戸 • 経営指導：攻めの品目各３戸 • 信用担当者との同行訪問：150戸

鳥獣害対策

施　策	実　践　取　組	目　標　値
鳥獣害対策の強化	鳥獣被害防止総合対策事業による侵入防護柵の設置 侵入防止柵の設置による労力負担の軽減 鳥獣害対策講習会の開催	• 侵入防止柵設置要望：距離5,765m • 簡易施工方法の実証 • 講習会：５回以上

安心・安全対策

施　策	実　践　取　組	目　標　値
安心・安全対策の徹底	目揃え会・指導会での栽培指導と栽培履歴記帳の徹底	栽培履歴提出率：100%
	定期的な残留農薬検査	実施点数：年38件

みどりの食糧システム戦略への取組み

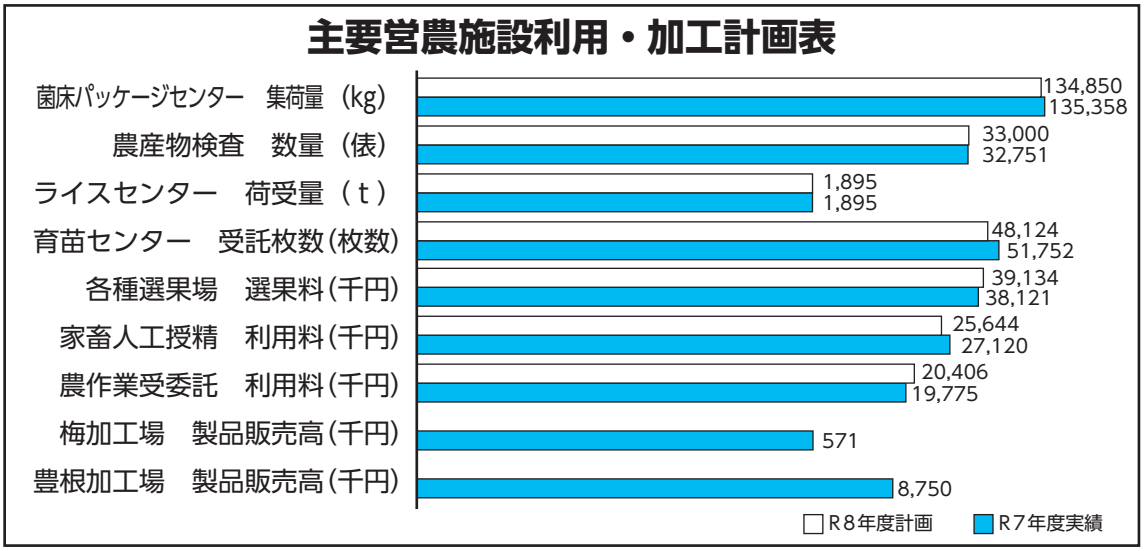
施　策	実　践　取　組	目　標　値
高い生産性と両立する持続的生産体系への転換	環境に優しい農業の普及に向けた環境配慮型資材の検証	肥料２品、農薬２品
	継続試験による効果の再現性確認、関係機関との継続的な連携	検討会：年３回

保管事業の取組み

保管マニュアルに基づき、安心・安全で信頼できる保管管理に取組みます。

営農利用事業の取組み

施　策	具　体　策
利用施設集約による採算性の向上	行政、関係機関と連携した鳳来ライスセンターの方向性の検討
	ＪＡひまわり、ＪＡ豊橋と連携した選果場（トマト、柿）の広域選果に向けた検討



※鳳来梅加工場については、令和８年３月末をもって閉店させていただきました。
※豊根農産加工場については、令和８年３月末をもって閉店させていただきました。

店　舗

◆事業方針

「笑顔が与えられる店づくり」

情勢の変化に対応・先回りした仕掛けや、職員教育と接客マナーの向上をはかり安定した経営を目指すほか、「地域農業を守り、未来の食を支える」ことを念頭に、生産者への相談・指導体制を構築、情報交換・出会いの場としての役割を果たし、地域農業振興・地産地消の推進につなげます。

１．消費者ニーズを捉えた品ぞろえとイベント展開

施　策	実　践　取　組		目　標　値
集客力増加と満足度向上につなげる店舗運営	Ａコープしんしろ店	惣菜部門、生鮮３品（青果・精肉・鮮魚）の販売強化 マーチャンダイジングの活用による集客力向上 季節感のある売場づくり	生鮮、惣菜部門売上：前年対比101％
	Ａコープ作手店	産直品、地元特産品の販売強化 店舗間転送を活用した品揃えの充実	産直部門売上：前年対比101％ ミネアサヒ売上：23,000千円
	グリーンファームしんしろ	産直生産資材の充実 世代に合わせた栽培講習会（家庭菜園、花寄せ植え）による提案強化	栽培講習会：年６回 寄せ植え教室：年８回
	こんたく長篠	• 新メニューの開発やＳＮＳによる情報発信 ポイント会員優遇企画の立案 • 贈答商品含む鳳来牛の取扱い拡大	レストラン客数：年45,000人 新メニュー：２品 農畜産物供給額：35,125千円
	もっくる新城	産直品の充実とＪＡ仕入品による売場管理	販売事業：56,677千円 購買事業：18,779千円

店 舗

２．栽培指導・相談機能の強化による生産拡大

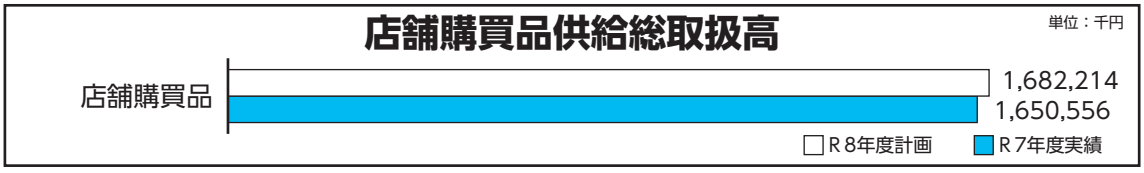
施　策	実　践　取　組	目　標　値
産直・家庭菜園の生産者づくり	専門相談員による栽培指導および相談窓口の利用ＰＲ	窓口相談：１日２名程度
	簡易土壌診断による栽培相談（産直会員、家庭菜園者）	簡易土壌診断件数：年30件
出向く指導による産直生産力および集荷の強化	品目別の上位出荷者を対象とした圃場巡回指導	圃場巡回：10品目・週３回
産直生産資材の充実および提案力の強化	出荷資材等の早期予約取りまとめによる利用促進・安定供給、種苗業者と連携した栽培品目提案の実施	資材とりまとめ：年２回 種苗提案：年２回

３．組合員・利用者に必要とされる事業運営

施　策	実　践　取　組	目　標　値
地域の食生活を守るための取組み強化	講習会等による新規出荷者・産直会員の拡大	新規会員：10名
	移動購買車「Ｊ笑門」の継続的運行（コース・停車場所の改善、利用促進）	２車体制維持 巡回先：50カ所以上 新規利用者：10名
	来店促進につながる店舗の強みをＳＮＳ（インスタグラム）で発信	ＳＮＳでの情報発信： 週２回以上
	廃棄等による食品ロスの徹底管理（ＳＤＧｓの実践）	品目別のロス率低減

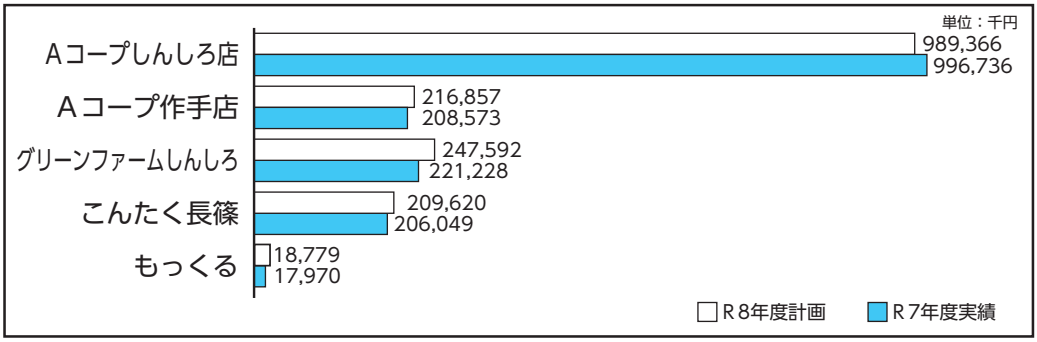
４．総合的な店舗事業運営体制の確立

施　策	実　践　取　組	目　標　値
安定経営に向けた事業展開	各店舗の売上管理および労務管理の分析 経営検討会、企画提案会の実施 効率化戦略による業務の集約、収益改善の実施	全店合計（購買・販売） 購買事業利益：378,366千円 販売事業利益：73,644千円
信頼ある商品の安定供給	各店舗産直野菜の高位平準化	
地産地消による地域農業振興	学校給食および地元農家を応援する店への地場産品の安定供給	給食センターとの定例会議： 年４回 加盟店との情報交換会：年１回
ネット販売への取組み	ＪＡブランド（共選品）の周知および地場産品の消費拡大を目的としたネット販売の検討・実施	開始時期： 10月めどに方向性の決定
店舗事業の再編	Ａコープ作手店の業態変更および こんたく長篠の設備更新（店舗リニューアル）の検討	事業検討会：毎月
従業員教育を通じた顧客満足度の向上	全体会議、店舗別会議による目的意識の共有 各研修を通じた商品知識、接客技術の向上	全体会議：年１回 店舗別会議：年２回



店 舗

内 訳



※店舗購買実績については、（533,199 千円）販売高に付替前の購買供給総取扱高となっております。

信 用

◆事業方針

「選ばれ、必要とされる金融事業を展開します」

●高度な専門性と倫理観を持った、対面での丁寧な相談対応を基盤とし、相続や資産継承といった切実な地域課題に寄り添うコンサルティング機能を強化します。

●デジタル活用での事務効率化、対人サービスの充実によって、利便性と人の温かみを両立した独自の価値の提供に努めていきます。

1．農業メインバンク機能強化及び提案・相談機能の充実による農業者所得向上

施　策	実　践　取　組	目　標　値
農業融資の支援強化	営農部との研修、情報交換会の開催	情報交換会：年２回以上
	営農部・市農業課・県普及課と相談センターとの連携、情報共有及び提案活動	随時
	営農担当者と信用担当者との同行訪問の実施	訪問件数：150件 農業融資新規実行額：165百万円

2．地域利用者ニーズへの対応と信頼できる金融業務の提供、相談機能の強化

施　策	実　践　取　組	目　標　値
対面取引での対応力向上（窓口機能の拡充）	金融渉外によるよりそい活動の実施（個別訪問による情報提供）	訪問件数： 金融渉外１人あたり年820件
	休日における融資相談窓口の充実、生前相続相談の実施（相談センター）	相続相談：年12件以上
	遠隔（Zoom）によるローン相談対応の強化	随時
	専門的な知識を持つ職員の育成	遺言信託研修：年１～２回 国債研修：年１～２回
非対面取引での対応力向上	スマホ教室等でのＪＡバンクアプリ＋、ＪＡネットバンクの登録および操作支援	ＪＡバンクアプリ＋ 獲得件数：600件

3．組合員・利用者との接点づくり

施　策	実　践　取　組	目　標　値
年金友の会の活動の活性化	旅行、グラウンドゴルフ大会、ゴルフコンペなどのイベント開催および活動ＰＲによる会員の増加	年金振込：400件
支店を拠り所とした交流の場の創出	支店運営委員会を基盤としたイベントの企画・運営による地域とのつながり強化	支店運営委員会：11地区

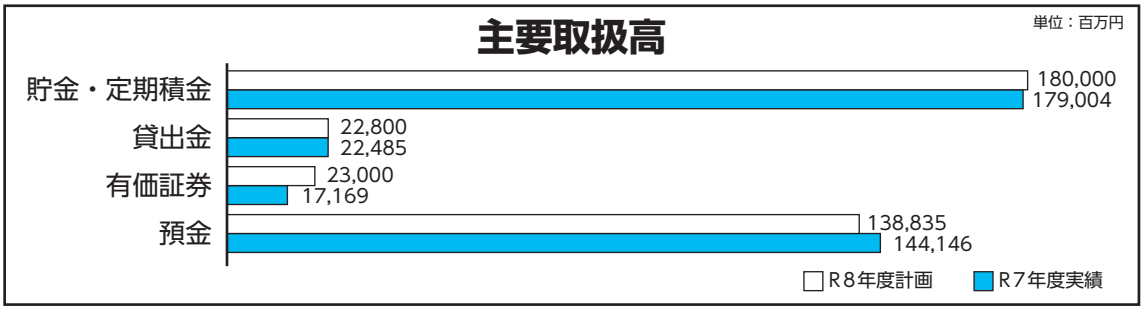
信　用

４．安定した収益の確保が可能となる持続性の高い収益構造の構築

施　策	実　践　取　組	目　標　値
融資事業の取組み強化	相談センターの利便性向上 ハウジングセンターでのローン相談会の開催	ローン相談会：年２回
健全かつ持続可能な経営基盤の確立	貯金残高増加と資金調達コストの適正化 店舗再編、事業基盤の安定および業務効率化の検討・実施	随時

５．内部統制、事務管理体制、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制の強化

施　策	実　践　取　組	目　標　値
不祥事未然防止に資する事務管理体制の構築と支店巡回指導による事務管理体制の整備・強化	金融課による事務指導巡回および各担当者会議において事務指導、事務統一を実施	随時
	コンプライアンスオフィサー、個人情報オフィサーの資格取得	取得者　各10名
マネロン・金融犯罪対策の実践	ＡＭＬオフィサーの資格取得	取得者　10名
	マネロン・金融犯罪対策のＰＤＣＡ研修会の開催	随時



共　済

◆事業方針

農業・くらし・地域を支える協同組合としての使命を果たすべく、利用者本位の業務運営を徹底し、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、選ばれ必要とされる共済事業を展開します。

１．３Ｑ活動を基軸とした組合員・利用者とのつながりの強化

施　策	実　践　取　組	目　標　値
全戸訪問活動による利用者との信頼関係の増強	対面・非対面を組み合わせた３Ｑ活動により、全ての組合員・利用者の保障点検を行い、請求忘れや近況の確認、お役立ち情報を提供	ライフアドバイザー（ＬＡ）による３Ｑ活動：2,860件以上
次世代とのつながり強化（Webサービスの普及拡大）	デジタル接点の拡大や災害時における連絡ツールとしての活用を目的に、ＷｅｂマイページとＪＡ共済アプリの登録を促進	Webマイページ登録者数：1,300人

※Webマイページ：契約内容の確認や住所変更、自動車共済の継続手続き等が可能なWebサービス

2．農業・地域に密着した更なるサービス・利便性の向上

施　策	実　践　取　組	目　標　値
農業リスクに対する保障点検の実施	営農部と連携し、生産部会ごとに農業を取り巻くリスクを啓発し、ニーズに応じた保障提案を実施	農業リスク説明会：随時
交通安全啓発活動等による地域貢献活動の実施	安心で快適な地域づくりに向けて管内のこども園向けの交通安全教室を支援	随時
早期事故対応による不安解消	自動車共済契約者の立場に立った対応で、安心と満足を提供することにより一層の信頼関係を深める	事故連絡時の対応満足度96％以上
	事故直後の契約者・利用者の不安をいち早く解消するため、事故受付時に安心サポーターによる平日（日中）の現場急行を案内、実施	現場急行実件数：20件以上

3．人材育成強化と活動管理強化

施　策	実　践　取　組	目　標　値
専門知識・スキルの習得	契約者・利用者に対し、きめ細かなカウンターセールスを実践するため、スマイルサポーターを含めた支店職員向けの研修会を開催	研修会：年２回
	「ライフプラン設計」のプロとして、専門的かつ高度な知識・スキルの習得をライフアドバイザー（ＬＡ）中心に実施	研修会：随時
事務処理対応の向上	契約者・利用者が満足できる事務処理能力の習得（事務指導担当者による支店巡回指導）	７日以内引受処理完結率 生命：90％　建物：90％ 自動車：90％

4．健全性確保に向けた内部統制の確立と自然災害発生時における業務継続のための体制づくり

施　策	実　践　取　組	目　標　値
共済普及基盤の確立・強化	３Q活動の確実な実践により、組合員・利用者との信頼関係の構築と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供	推進総合ポイント（長期共済）：248万ポイント以上 基盤ポイント（長期共済）：140万ポイント以上
	安定的な普及基盤確立に向けた生存保障の普及拡大	生きる保障ポイント：68万ポイント以上
	地域に密着したきめ細やかな相談・提案・フォローによる保全活動の実施	満期継続率：40%以上 生命・建物共済期末保有高：31,000千万円 年金共済期末保有高：373千万円
	３Q活動から加入世帯内未加入者との接点づくりによる次世代・若年層とのつながり強化	ニューパートナー：260人以上
共済代理店制度の適正運営	契約者・利用者の信頼確保のため、共済代理店の知識向上に向けた研修会を実施	代理店研修会：年１回
	共済代理店に対する年次点検の実施	年次点検：年１回
コンプライアンス態勢・内部統制・リスク管理態勢の強化	コンプライアンス研修会の実施	研修会：月１回
	支店巡回点検を実施	巡回点検：月１回
	事務リスク点検活動の実施	四半期毎：年間４回実施
大規模災害に備えた体制づくり	有事の際、契約者・利用者がいち早く安心できる支払処理力の強化に向けた指導を実施	生命共済支払処理５日以内 完結率：95％以上 建物共済支払処理20日以内 完結率：95％以上
	安心して暮らせる環境づくりのため、自然災害損害調査業務体制の充実・強化を図る	調査員資格：新規取得３人 研修：年１回

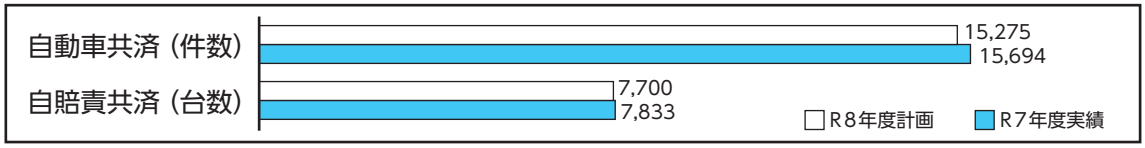
共 済

長期共済取扱計画表





短期共済取扱計画表



生　活

◆事業方針

「事業・サービス継続の基盤を整える収益確保体制の確立」

管内の環境が大きく変わりゆく時代の中、組合員・地域のインフラを支える事業体として身近で安心でき、地域に寄り添える事業を展開していきます。

生活購買事業

生活施設、ハウスクリーニングなど、住まいの相談窓口の充実化を図ります。

施　策	実　践　取　組	目　標　値
生活を豊かにするための積極的な情報提供	提携事業者と連携した生活施設（車庫・倉庫、白アリ駆除）の情報提供	関連事業取扱高：38,605千円
	広報誌や展示会を通じて、住宅関連事業（ハウスクリーニング、リフォームなど）をＰＲ	関連事業取扱高：30,000千円

自燃購買事業

営業形態・地下タンク等の設備および顧客の安全管理・老朽施設の更新対応、油外商品の販売強化、生活スタイルに合った家庭用燃料プランの提案等により、山間地域における生活燃料の安定供給に努めます。

１．ＬＰガス

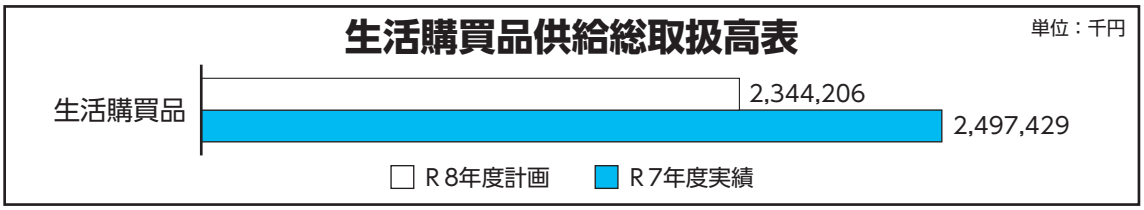
事務所再編によるサービス強化と地区・生活スタイルに合った料金プランの相談・提案

施　策	実　践　取　組	目　標　値
利用顧客との接点強化	家庭用電力（ＪＡでんき）の小売およびＬＰガスとのセット割引の推進、農家向け料金プラン（農トクプラン）のＰＲ	ＪＡでんき新規契約：120件
	ガス器具展示会、チラシ配布、事業所の展示物を活用した器具販売の拡大 営業支援システム導入による営業体制の整備	供給高：25,000千円
	灯油給湯器設置先訪問、燃転(灯油→ガス)推進、ガスファンヒーター推進による従量増加	燃転件数：20件
	「ＪＡ健康ふれあい館」での各健康機器等の推進	供給高：15,000千円
省令改正による対応と法令遵守の徹底	省令改正後の他ＪＡ・他社の取組みについて情報交換を行い、適正な業務運営の徹底をはかる	随時
	定期的な保安点検の実施	定期保安点検実施件数：1,091件

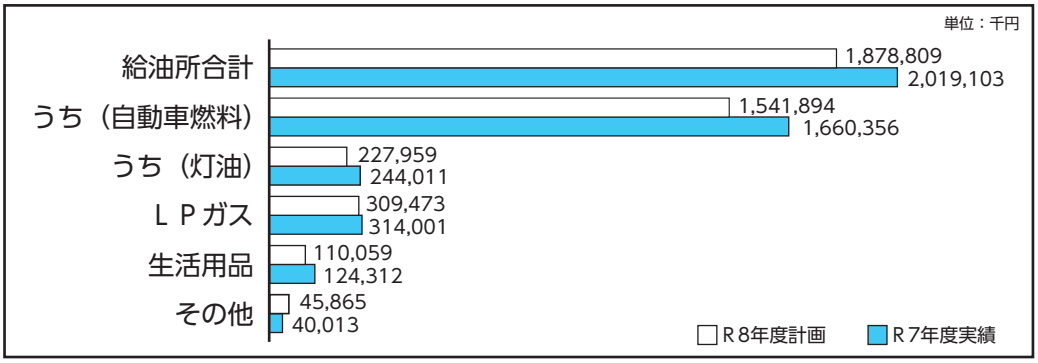
2．給油所

効率的な事業運営と地域ごとに異なるニーズへの対応

施　策	実　践　取　組	目　標　値
業務体制・営業体制の整備	設楽給油所、津具給油所および津具基地の地下タンク更新時期の検討	随時
	利用実績に基づく営業体制の最適化への検討	随時
油外商品の取扱い拡充	• オイル、タイヤ等、各種キャンペーンの強化 • 安全点検作業の実施 • カーケア商品の提案・見積り • 広報（店頭表示・新聞折込チラシなど）の充実	オイル：19,920Ｌ タイヤ：3,778本 洗車：17,712千円 車検取次台数：199台
ＰＲ強化よる利用者の拡大	• 各種キャンペーンの強化 • 広報（ＬＩＮＥ、店頭表示・新聞折込チラシなど）の充実 • 金融部門との連携によるＪＡカードを活用した利用促進 • ＱＲ決済導入による利用者ニーズへの対応	ＪＡカード発券：15枚 ＱＲ決済利用率：４％
配送業務の効率化	Ｊセルフ長篠を拠点とした配送体制の整備 新城地区の検証と北設地区の研究	配達灯油取りまとめ： 数量72KL、件数590件



内　訳



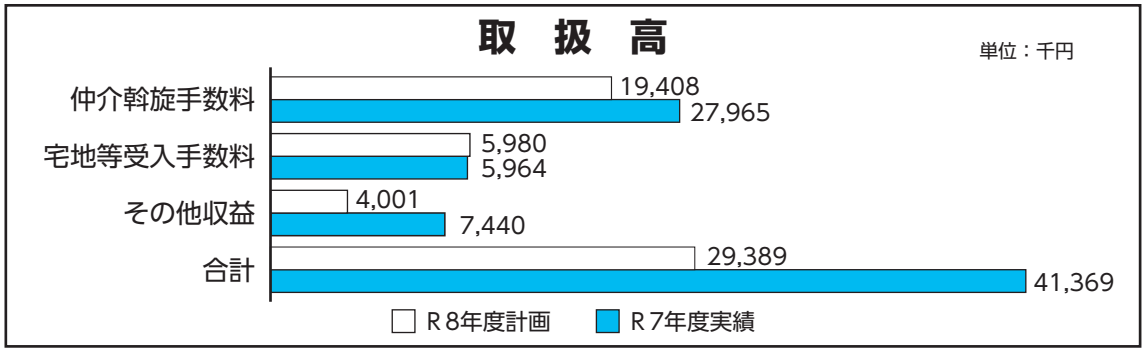
※令和７年度実績及び令和８年度計画値は収益認識基準会計を反映していない数値なっております。

資産管理事業（不動産）

安心と信頼される資産相談業務の提供による不動産事業展開

施　策	実　践　取　組	目　標　値
身近な相談窓口の充実	相続・税務・資産活用等の相談業務の充実	個別税務相談会：年４回 相続セミナー：年１回
	専門知識の習得と向上	宅建資格：担当職員全員保持
宅建業務の充実	物件情報の収集と情報発信ツールの整備、利用者満足度の向上	仲介斡旋手数料：19,408千円
	ＪＡ管理賃貸住宅の入居管理対策・経営支援	入居率：90％以上

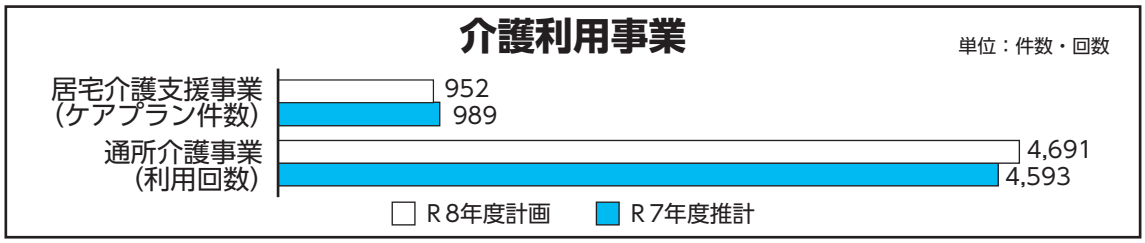
生 活



介護支援事業

中山間地域を支える安定的な高齢者福祉事業・介護保険事業の確立

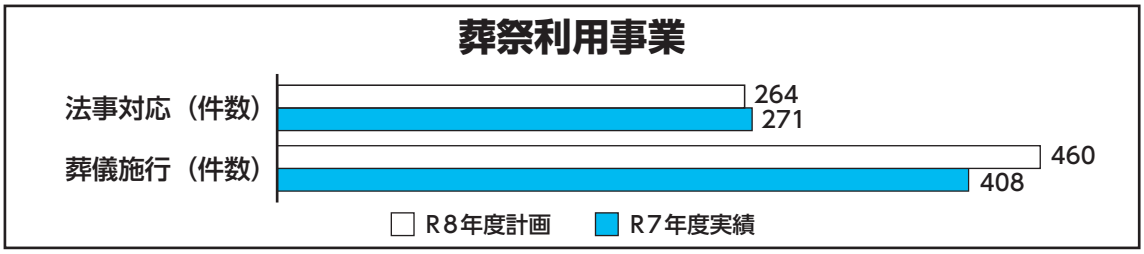
施　策	実 践 取 組	目 標 値
居宅介護支援事業の充実	医療・介護事業への総合的な取組み 初回加算、医療連携と退院・退所加算の取得	初回加算：30件 医療連携と退院・退所加算：30件
	丁寧な介護相談からのプラン獲得	ケアプラン獲得：年952件 相談受付：年60件
通所介護事業の充実	理学療法士による機能訓練を強化した支援	施設稼働率：90％以上 入浴利用率：80％以上 研修会：5回以上
	サービス向上への研修会参加	
介護福祉分野の教育活動	介護職員初任者研修会の開催による資格取得支援	資格取得：10人
	認知症サポーター養成講座の開催	講座：年１～２回
	ケアマネジャーによる集合・出前型の介護福祉入門講座の開催	講座：年１～２回
助け合い組織の充実	いきいきサロン（ミニデイサービス）の充実	利用者数：１会場10人以上
	協力会員の増員（声掛けによる会員募集）	協力会員数：１～２人増



葬祭利用事業

小規模葬や葬儀施行の長期化が増加する中、葬儀施行の合理化とシェア率維持のため、霊安室・業者提携等を検討

施　策	実 践 取 組	目 標 値
多様化する葬儀要望への対応	遺族の要望にあわせた葬儀施行と地域葬の提案	葬儀件数：460件
	社会情勢を考慮した一日葬・直葬・リモート葬などへの対応	
オプション内容の充実と事前・事後相談体制の強化	ホールレイアウトや寺院・自宅葬の環境整備、霊安設備の利便性向上	
	事前相談の充実とセミナーの開催、やすらぎ会員の加入促進	新規会員数：60件
	葬儀後の各種手続きや法事・仏壇・墓石等の相談体制の充実	法事件数：264件
葬儀施行の合理化	葬祭ディレクター資格の取得	資格取得：２級１人
	従業員教育研修計画に基づく各種研修会・セミナー（経済連主催）への参加	随時



生活指導事業

組合員との関係づくり強化（ＪＡ組織基盤づくりの強化）食・農・くらしを支える活動の展開による組合員との繋がり強化（ウェルビーイング）。

施　策	実　践　取　組	目　標　値
組織活動の活動支援	ＪＡを拠り所とした組合員の活動支援および自主・自立を目指した各組織への支援（地域ささえ愛組織、活動協力員）	宅食提供数：年5,000食 家事支援：70件
組合員・地域住民への暮らしの支援	行政・他団体との地域課題の共有と、協力体制の構築および他部門と連携した相談体制の確立 コープあいちとの「対等互恵」の理念に基づいた協同組合同士の連携強化	奥三河エレトレ法人立上げ：７月 コープあいちとの職員共同研修 ほか
女性部組織の充実	互いに助け合う活動展開及び新たな仲間づくり、新城支部の立上げ、教室（グループ）の垣根を超えた仲間づくりの場の提供	新城支部立上げ：４月 全体の交流の場づくり：年２回
関係機関と連携した健康づくり及び高齢者支援活動の展開(厚生連等の連携強化)	厚生連・足助病院との連携による健康講話・人間ドック・介護予防教室・健康教室等の開催 地域組合員への人間ドック誘導強化	健康講話：年２回 健康教室・Webサロン・介護予防：随時 人間ドック：年13回開催
食農教育活動推進の充実による次世代との繋がり強化	児童向け行事開催による農教育活動の実施 （こども農学校、大豆教室（小学校単位）、とうふ教室開催） こども農学校卒業生へ応援依頼による繋がり強化	こども農学校：年８回 大豆教室・とうふ教室： 管内小学校（19校）
結婚相談所の充実	相談員の意識向上 管内独身者に出会いの場を提供し、カップル誕生や成婚につなげる企画の展開	相談員研修：年１回 婚活イベント：年３回
青壮年部組織の充実	部会組織の在り方を見直し、新たな組織体制を構築 若手農業者とＪＡ役員との意見交換会の実施	新組織体制の検討会：随時 ＪＡ役員と意見交換会：5月
組合員利用者と繋がる教育文化活動	組合員、利用者へと繋がる教育文化活動の展開 （文化講座・やまびこ大学・女性大会）	やまびこ大学：年１回 女性大会：年１回 文化講座・きわめびと：年３回

※奥三河エレトレ…… 設楽町、したらワークス（設楽町特定地域づくり事業協同組合）、ＭＹパワー（㈱三河の山里コミュニティパワー）、ＪＡ愛知東の４団体が地域経営の視点に立った地域の課題解決を推進する団体

生活指導収支計画表

単位：千円

R８年度　収益計画	収入合計　14,488 指導雑収入 160　受入受託料（家の光）1,458				他部門負担金　14,853
明細	指導補助金・実費収入 2,870			指導雑収入（農業新聞）10,000	
R８年度　費用計画	費用合計　29,341				
明細	教育情報費 4,631	組織育成費　8,150	生活文化改善費 4,500	指導雑費　12,060	
R７年度　収益実績	収入合計　16,399 指導雑収入 451　受入受託料（家の光）1,322				他部門負担金 12,172
明細	指導補助金・実費収入 3,396			指導雑収入（農業新聞）11,230	
R７年度　費用実績	費用合計　28,571				
明細	教育情報費 4,352	組織育成費 8,932	生活文化改善費 2,639	指導雑費　12,648	

組織・管理

◆事業方針

「持続可能な組織に向けたスリム化の断行」

中山間地域の農業とくらしを支えるため、「限りあるＪＡ愛知東の経営資源を最大化」し、持続可能なＪＡ運営体制を構築します。また、組合員からの期待に応えるべく、組合員とともに職員が未来を描ける環境づくりをスタートします。

１．組織基盤強化への取組み　全職員が組合員との繋がりを意識した活動展開（全部署共通）

施　策	実　践　取　組	目　標　値
組織活動活性化に向けた広報力の活用と組織活動支援	「ＪＡを知る」をテーマとした広報活動による農産物・組織活動の認知拡大 広報委員会を中心とした職員参加による広報展開	日本農業新聞、一般紙への記事掲載：年３回 ＪUMBO特集：年６回
組合員基礎組織の充実	**組合員加入促進の強化** 組合員であることのステータスを高める施策の検討・実施 **利用分量配当の基準見直し** 事業利用へと繋がる利用高配当基準の検討（方法と効果の検討）	組合員加入数： 全年度基準の１％増 検討会：年４回
組合員と共有する地域活動の展開	支店運営委員会を中心とした、地域貢献活動の展開 組合員の拠り所活動の促進 「ｔｏｍｏｎｉｔｙ（トモニティ）」の充実（健康・学び・交流の場を提供する、健康習慣配信講座サービス） 第２回　アグリ杯（ゴルフコンペ）の開催	委員会体制：11支店 トモニティ参加者： 前年対比120％ ＪＡゴルフ大会：年１回
世代別組合員、利用者の意思・意見聴取の場づくりの展開	利用者モニターの実施 デジタル技術（Googleフォーム）等を活用した意見聴取の実施 総代懇談会・総代説明会等の開催による意見聴取	利用者モニターアンケート：毎月 各事業活動時実施 総代懇談会：６月 総代説明会：11月

施　策	実　践　取　組	目　標　値
協同組合・行政連携による組合員及び地域住民との繋がり強化	ＪＡまつりを起点とした、関係団体との共同開催（コープあいち・商工会・市役所等） 広域農政連絡協議会の運営 ライフラインとなる山間地店舗の事業継続方法を行政と協議	ＪＡまつり・地区祭：10~11月 新城北設広域農政連絡協議会：年 行政との協議の場を設ける：年度内
東三河３ＪＡ合併協議の継続	東三河地区３ＪＡ（ＪＡ愛知東・ＪＡひまわり・ＪＡ蒲郡市）の合併にかかる協議を継続していく	定期的な合併協議に関する会議体の開催

※tomonity（トモニティ）……Webを利用した各種コンテンツ（目的別教室）の配信システム。リアルタイムWeb講座。

２．環境変化に対応した持続可能な経営基盤の確立（経営刷新計画の再検討及び実施・対応）とリスク管理の徹底（財務・戦略・オペ）中間山間地域を支える持続可能な経営基盤の確立をします。(内部管理取組み)

施　策	実　践　取　組	
持続可能な経営基盤の構築	令和８年度版　経営刷新計画の作成（ＪＡ愛知東の今後の経営シミュレーション） （損益シミュレーション（10年）の作成と検証）	経営刷新計画検討会議：毎月 目標事業利益の再設定
機能の集中化による事業再編および業務の効率化収支改善に向けた固定資産の整備	業務機能の集中を目指した機構改革（管理部門のスリム化と業務効率化を図る） 事業管理費の予算統制方法の構築及び実施 要員体制の見直し等	管理部門機構変更時期：７月末 令和９年度計画策定時に設定 経営刷新計画（案）への反映
	遊休資産の有効活用と処分方法の検討 固定資産減損会計のシミュレーション	経営刷新計画検討会議：毎月 期央決算時
内部統制、リスク管理およびガバナンスの強化	内部統制システムの徹底と更なる充実	
	リスク管理体制の強化（ＪＡ版３線モデル、サイバーセキュリティ対策、大規模災害対応）	
	ＪＡ内におけるコンプライアンス遵守の徹底およびハラスメント防止対策の実施	
ＪＡ運営を支える職員への人的資本強化(投資)	頼られる職員づくり、エンゲージメント向上に向けた取組み実施 ・総合事業を展開するＪＡとしてさまざまなニーズに対して窓口となれる職員の育成 ・組合員、利用者とつながる広報力の強化（タブレット導入によるＪＡ事業の紹介など） ・業務上必要な資格取得を励行し、各種研修による職員教育を実践 ・内部研修の充実（経費管理と収支改善およびシステム移行に伴う研修会の開催、経営理念・経営方針の浸透）	
	インターンシップの開催、企業説明会の積極的参加による新卒採用および中途採用の強化	インターンシップ：年２回以上 学校訪問数：５校 求人サイトへの掲載：新卒・中途
	職員が高いモチベーションで働ける職場環境整備	

※ガバナンス……組織の健全経営に必要な管理体制。※エンゲージメント……職場貢献意欲。

自己改革工程表

ＪＡ愛知東は、組合員との対話を継続的に行いながら、「地域農業への貢献」「地域社会への貢献」「組合員への貢献」を軸に、農業者の所得増大に向けて自己改革の実践に全力で取組んでいます。

これまで自己改革として、地域産業である農業の活性化につなげるため、新規就農者の確保、オンリーワン戦略に基づいた販売力の強化、省力化技術を活用した作業の効率化など、創意工夫のある取組みをすすめてきました。

今後もＪＡ愛知東は、農家・地域になくてはならないＪＡであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図り、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取組んでまいります。

■自己改革実践の基本的考え方

令和７年度は、自己改革実践サイクルとして「オンリーワン戦略」に基づき、「栽培環境の改善や作業省力化による出荷量の増加」「営農指導充実による生産性の向上」などに取組み、下記の通りの成果となりました。目標達成した品目は、さらに取組みの強化を行い、目標に達していない品目については、生産者との話し合いを通じて課題を共有し、生産者と共に目標達成に向けて取組みます。

１．生産部会との徹底した対話を通じ、生産者のニーズを的確に把握します。

２．農家所得向上へ向け、「オンリーワン戦略」に基づき以下の項目を中心に取組みます。

㈠ 攻めの品目（主要品目）の販売強化（担い手対象　計５品目　トマト・苺・畜産など）
- 栽培環境の改善による集荷量の増加（環境測定器導入・高温対策など）
- 営農指導充実による生産性の向上
- 産直部会員の増加　　など

㈡ その他取組み
- こだわり品目への販売力強化（計11品目　お茶・柿・なす・八名丸さといも・巨峰・自然薯など）
- 新規就農者・規模拡大農家への支援強化（農業融資の強化）

３．改革の取組みと成果について、組合員との対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、ＰＤＣＡサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

主な取組み概要		所得効果額(参考値)	令和７年度実績	令和８年度計画(目標値)
大玉トマト	耐病性品種の導入、及び生育健全化による生産性の向上	精算額　898千円/10a	「愛夏」品種：６名 葉面散布材・バイオスティミュラント資材：活用者51名 平均出荷数量　11.6ｔ/10a	「愛夏」品種：８名 平均出荷数量　14t/10a
ミニトマト	難病害虫対策を目的としたサフオイルの導入、生育健全化による出荷数量の向上	精算額　172千円/10a	難病害虫対策：６名 平均出荷量：5.9t/10a	高温対策資材：８名 難病害虫対策：５名 平均出荷数量：6.5t/10a
イチゴ	営農指導充実による生産性の向上	精算額　68千円/10a	10aあたり出荷数量目標 20,348pk/10a	10aあたり出荷数量目標 20,560pk/10a
菌床しいたけ	環境改善機器導入による温度管理の徹底	精算額　１菌床当り 78円向上	毎月巡回指導　全20戸 部会平均出荷数量 700ｇ／菌床	毎月巡回指導　全20戸 部会平均出荷数量 800ｇ／菌床
畜産（肉牛）	高ゲノム育種価牛による枝肉販売価格の向上	精算額　１頭当たり 50千円	鳳来牛の脂肪酸測定106頭 ６形質のゲノム育種価判定Ａ以上の頭数向上89頭	鳳来牛の脂肪酸測定320頭 ６形質のゲノム育種価判定Ａ以上の頭数向上120頭

■自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

令和７年度は、経営基盤の確立・強化に向けて「新規就農者の確保」「購買拠点・利用施設の統廃合の検討」などに取組みました。しかしながら、ＪＡ愛知東の成行きについてのシミュレーションでは、依然として５年後には、現状と比べて事業利益が大幅に減少する見通しとなっています。事業利益減少の要因は、ＪＡ全体の収支構造にあり、事業利益の減少ペースが事業管理費の減少ペースを上回る見通しとなっています。事業管理費の削減が限界を迎える中、新たに要員不足によるサービス低下に繋がる懸念をしています。今後人材確保を念頭に、全ての事業において事業総利益の維持に向けた取組みを進める必要があります。

重　点　目　標	令 和 ７ 年 度 実 績	令 和 ８ 年 度 計 画
信用事業再編（ATM）	―	ＡＴＭ（市民病院、川合、海老）廃止
新規就農者の確保	新規就農者数　３人（内親元就農０人）	新規就農予定者数　　４人　※１人
産直会員及び出荷者の拡大	新規産直部会員数　50人	新規産直部会員数　　10人
経済事業再編（機能再編）	営農共同利用施設運営委員会（年３回） 営農購買機能の集約、加工施設の閉鎖 八名給油所の閉鎖及び長篠給油所を起点とした機能再編 購買取引委員会の開催（２回）	津具ＲＣと名倉ＲＣの統合 営農共同利用施設運営委員会（年３回） 購買取引委員会の開催（２回）
業務の棚卸しと効率化	業務の内容・手順・課題の整理 ペーパーレス会議の導入	管理部門ワンフロア化への取り組み 購買請求明細書のデジタル化促進 （組合員イントラネット加入）

（注）　※については、令和７年度農家研修生の人数を反映しています。

■自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和７年度は、正・准組合員が一体となったＪＡ運営を実現するため、「やまびこ大学の開催」「利用者モニターの実施」によって意見聴取を行いました。支店運営委員会においては、事業実績等の情報を共有する場から、地域の活性化につながる協同活動を組合員、地域住民が主体的に企画、実践できるよう、全てのＪＡ役職員が地域担当職員として活動を支えていく新たな運営方法へと方針転換し、活発な支店活動が行われました。

令和８年度につきましても、地域から必要とされるＪＡであり続けるため、組合員との徹底した対話に基づいて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、「ＪＡあいち版ウェルビーイング」の実践を丁寧に行い、自己改革の実践に繋げ、地域の農業や社会へ貢献できる組織基盤を確立してまいります。

項　　目	令和７年度実績		令和８年度計画	
	開催回数	延べ人数	開催回数	延べ人数
利用者モニターの実施（正・准）	12回	287人	12回	300人
店舗利用者懇談会の開催	１回	13人	１回	30人
支店運営委員会の開催（正・准・員外）	32回	380人	20回	300人
生産部会長会の開催（正）	１回	18人	１回	30人
購買取引委員会の開催（正）	２回	18人	２回	28人
やまびこ大学の開催（正・准）	１回	61人	１回	70人
女性組織との意見交換会の開催（正・准・員外）	１回	11人	１回	15人

（注１）－については、方針の見直しや参加状況等を鑑みて中止した取組みです。

令和８年度　総合財務計画（令和９年３月31日時点）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
1．信用事業資産	186,763,088	1．信用事業負債	180,640,000
(1) 現金	448,000	(1) 貯金・定期積金	180,000,000
(2) 預け金	138,834,930	(2) 借入金	310,000
系統預け金	138,794,930	(3) その他の信用事業負債	330,000
系統外預け金	40,000	未払費用・前受収益	25,000
(3) 有価証券	23,000,000	その他の負債	305,000
(4) 貸出金	22,800,000	2．共済事業負債	546,000
(5) その他の信用事業資産	857,000	(1) 共済資金	330,000
未収収益	840,000	(2) 未経過共済付加収入	210,000
その他の資産	17,000	(3) その他共済事業負債	6,000
(6) 貸倒引当金	△ 5,000	3．経済事業負債	638,000
2．経済事業資産	1,004,000	(1) 経済事業未払金	300,000
(1) 経済事業未収金	555,000	(2) 経済受託債務	320,000
(2) 経済受託債権	130,000	(3) その他の経済事業負債	18,000
(3) 棚卸資産	303,000	4．雑負債	300,000
繰越購買品	280,000	5．資産除去債務	27,804
その他の棚卸資産	23,000	6．諸引当金	583,029
(4) その他の経済事業資産	56,000	(1) 賞与引当金	85,000
(5) 貸倒引当金	△ 40,000	(2) 退職給付引当金	320,000
3．雑資産	329,000	(3) 役員退職慰労引当金	43,950
4．固定資産	3,305,340	(4) ポイント引当金	18,000
(1) 有形固定資産	3,286,581	(5) 特例業務負担引当金	116,079
土地	1,296,119	負債合計	182,734,833
減価償却資産	7,577,792	（純資産の部）	
減価償却累計額	△ 5,587,330	1．出資金	841,393
(2) 無形固定資産	18,759	2．利益準備金	4,049,688
5．外部出資	9,248,390	3．特別積立金	14,673,950
6．繰延税金資産	180,000	4．処分未済持分	△ 2,000
		5．当期未処分剰余金	505,796
		6．評価差額金	△ 2,800,000
		純資産合計	17,268,827
資産の部合計	200,003,660	負債及び純資産の部合計	200,003,660

令和８年度　総合損益計画（令和８年４月１日～令和９年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
1．事業総利益	**3,274,403**	(9) 保管事業収益	9,538
(1) 信用事業収益	1,934,826	(10) 保管事業費用	3,860
資金運用収益	1,871,486	**保管事業総利益**	**5,678**
（うち預金利息）	541,037	(11) 利用・加工事業収益	807,795
（うち有価証券利息）	224,988	(12) 利用・加工事業費用	402,649
（うち貸出金利息）	282,025	**利用加工事業総利益**	**405,146**
（うち受取奨励金）	823,436	(13) 宅地等供給事業収益	29,389
役務取引等収益	59,340	(14) 宅地等供給事業費用	2,890
その他経常収益	4,000	**宅地等供給事業総利益**	**26,499**
(2) 信用事業費用	684,514	(15) 指導事業収入	13,797
資金調達費用	558,014	(16) 指導事業支出	39,735
（うち貯金利息）	553,027	**指導事業収支差額**	**△ 25,938**
（うち給付補てん備金繰入）	800	**2．事業管理費**	**3,216,415**
（うち借入金利息）	403	(1) 人件費	2,138,146
（うちその他支払利息）	3,784	(2) 業務費	312,730
役務取引等費用	35,100	(3) 諸税負担金	96,227
その他事業直接費用	10,000	(4) 減価償却費	268,679
その他経常費用	81,400	(5) 施設費	395,233
信用事業総利益	**1,250,312**	(6) その他費用	5,400
(3) 共済事業収益	582,613	**事業利益**	57,988
共済付加収入	558,875	**3．事業外収益**	147,694
その他の収益	23,738	(1) 受取雑利息	2,000
(4) 共済事業費用	57,600	(2) 受取出資配当金	96,055
その他の費用	57,600	(3) 賃貸料	12,513
共済事業総利益	**525,013**	(4) 雑収入	28,126
(5) 購買事業収益	4,238,800	(5) その他	9,000
購買品供給高	4,012,668	**4．事業外費用**	**9,600**
購買受入手数料	192,377	(1) 寄付金	400
その他の収益	33,755	(2) 雑損失	200
(6) 購買事業費用	3,458,515	(3) その他	9,000
購買品供給原価	3,286,443	**経常利益**	**196,082**
その他の費用	172,072	**5．特別利益**	**125,674**
購買事業総利益	**780,285**	(1) 施設補助金	85,674
(7) 販売事業収益	5,512,752	(2) 固定資産処分益	40,000
販売品販売高	5,289,320	**6．特別損失**	**135,480**
販売受入手数料	171,016	(1) 固定資産撤去費用	49,806
その他の収益	52,416	(2) 固定資産圧縮損	85,674
(8) 販売事業費用	5,205,343	**税引前当期純利益**	**186,276**
販売品販売原価	5,138,040	**7．法人税・住民税及び事業税**	**52,157**
その他の費用	67,303	**当期剰余金**	**134,119**
販売事業総利益	**307,409**	**前期繰越剰余金**	**371,677**
		当期末処分剰余金	**505,796**

注① 収益認識基準会計を適応した損益計画となっています。
注② 購買品供給総取扱高 4,925,677（千円）
注③ 販売品販売総取扱高 5,460,336（千円）

令和８年度　年間スケジュール

時　期	行　　事　　予　　定	日　　時
第１四半期	第１回こども農学校　開校式	4月19日(日)
	女性部通常総会	4月23日(木)
	第２回こども農学校	5月　9日(土)
	ＪＡ文化講座	5月19日(火)
	青壮年部会通常総会、意見交換会	5月12日(火)
	購買取引委員会	5月28日(木)
	愛知東結婚相談所報告会	5月22日(金)
	営農共同利用施設運営委員会	6月
	助け合い組織総会	6月　2日(火)
	第３回こども農学校	6月　6日(土)
	総代懇談会　各地区会場	6月 8日(月)～13日(土)
	奥三河きわめびと伝承講座	6月18日(木)
	第33回通常総代会	6月20日(土)
	年金友の会総会	6月27日(土)
第２四半期	第４回こども農学校	8月　1日(土)
	ＪＡ文化講座	8月18日(火)
	営農共同利用施設運営委員会	９月
	ＪＡアグリラリー	９月　5日(土)
	第５回こども農学校	9月12日(土)
	奥三河きわめびと伝承講座	9月17日(木)
	第６回こども農学校	9月26日(土)
第３四半期	農業・農政講演会	10月
	就農林相談会	10月
	ＪＡまつり	10月17日(土)
	第７回こども農学校	10月24日(土)
	クッキングフェスタ	11月28日(土)
	新規就農者の集い	12月
	第８回こども農学校　修了式	12月12日(土)
	奥三河きわめびと伝承講座	12月17日(木)
第４四半期	ＪＡ愛知東女性大会	2月　5日(金)
	購買取引委員会	２月
	生産部会長会	３月
	やまびこ大学組合員組織集会	３月11日(木)

※定例理事会 毎月１回 ※監事監査・会計監査人監査 ※内部監査
※支店運営委員会 各地区開催
※組合長杯スポーツ大会（野球・ゲートボール・ソフトバレー・バレーボール・サッカー）

令和８年度　支店を核とした組織基盤づくり　活動計画

支店名	年間目標	活動テーマ	活動内容等	参加者等	開催期間
本店業務課	デジタル化を迎えＪＡ商品の利便性の理解、利用者に安心で利用し易い身近な金融機関を目指す	スマホ利用の利便性を理解いただき、ＬＩＮＥの操作方法、ネットバンク・共済ＷＥＢマイページの普及	スマホ初心者を対象としたスマホ教室の開催	各20名	第１回　９月 第２回　３月
ちさと支店	利用者に信頼され、親しみのある金融機関を目指します	スマホ利用の利便性を理解いただき、ＬＩＮＥの操作方法、ネットバンク・共済ＷＥＢマイページの普及	スマホ初心者を対象としたスマホ教室の開催	各20名	第１回　９月 第２回　３月
八名支店	人と人をつなぐ支店活動	組合員間の親睦、JAとの繋がりの強化と維持	「八名支店祭り」の開催	支店運営委員 やなマルシェ ハピママ、地元企業 消防団員等	６月上旬
			組合員限定マイクロバスツアー	各20名	第１回　８月 第２回　11月
		スマホ利用の利便性を理解いただき、ＬＩＮＥの操作方法、ネットバンク・共済ＷＥＢマイページの普及	スマホ初心者を対象としたスマホ教室の開催	各20名	第１回　９月 第２回　３月
		「八名地域の防災を考える会」と協力し地域住民の安心と防災を考える	八名支店炊き出し訓練	20名	２月
長篠支店	支店と利用者、利用者とその家族、その家族と支店と、新たな世代との交流を模索し、もっと身近なＪＡを目指す	鳳来地区感謝祭から次世代層との交流を模索し、ＪＡのファンづくり	鳳来地区感謝祭	2,000名	10月
		組合員、家族、利用者を対象にスマホを活用した契約者サービスの充実	鳳来地区スマホ教室	25名	第３四半期
大野支店	地域に密着した店舗づくりとデジタル化に対応した商品の提供	組合員、家族、利用者を対象にスマホを活用した契約者サービスの充実	鳳来地区スマホ教室	25名	第３四半期
鳳来寺支店	当地域、組合員と積極的に交流を図り、つながりを大切にします	支店運営委員会のメンバーにより地域との交流を図れる機会作り	地域の組合員、地域住民との交流を図り、新たな交流の形作り	30名程度	第３四半期
		組合員、家族、利用者を対象にスマホを活用した契約者サービスの充実	鳳来地区スマホ教室	25名	第３四半期
作手支店	地域住民との交流やふれあい活動	地域住民の集まる機会作り	「作手こども園」、「虹の里」花壇整備、環境整備	作手地区女性部 組合員課職員 支店運営委員 作手支店職員	第１四半期
			「夜店」の開催	支店運営委員 地域担当職員 Ａコープ作手店 エンドレス 作手地区商工会他	第２四半期
			「作手地区祭」の開催	支店運営委員 地域担当職員 Ａコープ作手店	10月中旬
		基本的操作からＬＩＮＥ操作方法、共済ＷＥＢマイページ、ネットバンクの普及	支店管内の年金友の会会員向けスマホ教室	各10名程度	第２四半期 第４四半期
設楽支店	デジタル化への対応サポートと地域に密着した店舗づくりを目指す	スマホ活用の利便性を周知し今後のデジタル化に対応できるように興味を持ってもらう。併せて特殊詐欺の手口講習等を行う	（北設地区３支店合同） スマホ教室	20名	１回以上
		組合員・地域住民とのつながりを強化し設楽支店を中心とした活動により地域の活性化を図る	設楽地区農業祭り	500名以上	10月
東栄支店	「人が集うこと」「元気、健康であること」「絆を再確認すること」と考え、地域に密着した店舗づくりを目指す	スマホ活用の利便性を周知し今後のデジタル化に対応できるように興味を持ってもらう。併せて特殊詐欺の手口講習等を行う	（北設地区３支店合同） スマホ教室	20名	１回以上
		組合員・年金友の会会員より参加者を募集し、健康づくりの知識を習得	健康講話の開催	30名	９月
		年金友の会が主となり、スポーツ等を通じ心身ともに健康で地域の親睦を図る	「東栄地区グラウンド・ゴルフ大会」の開催	80名	６月
		組合員・利用者へ日頃の感謝を届ける交流の場	東栄地区収穫感謝祭	400名	10月
津具支店	地域に密着した支店づくり、組合員の利便性向上を目指す	スマホ活用の利便性を周知し今後のデジタル化に対応できるように興味を持ってもらう。併せて特殊詐欺の手口講習等を行う	（北設地区３支店合同） スマホ教室	20名	１回以上
		支店運営委員で企画・運営し、組合員へ日頃の感謝を込めたイベント実施	津具支店農業祭	350名	10月

宅地等供給事業実施規程の一部変更について

⑴　変更の理由

宅地等供給事業実施規程の制定以後一定の期間が経過し、組合員の世代交代が進む中、相続や婚姻、公共事業による代替地取得等により事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、効率的に組合員の依頼に対応することを目的に、同規程の一部変更を行う。

⑵　主な変更内容

・事業の実施地区（第４条）

当組合と隣接する他の組合との協議について、これまで必須とされていた事前の協議要件を緩和する条文へと変更する（第２項）。

また、当組合と隣接していない他の組合の地区について、一部事業を可能とする条文を追加する（第３項）。

・その他（第４条第１項、第５条、第７条）

表現の見直しや語句の追記・修正等軽微な変更を行う。

⑶　宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

（下線部は変更箇所）

新	旧
（事業の実施地区） 第４条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、当該組合の定款に定める区域とする。 ②　この組合は、前項の規定にかかわらず、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。 ③　この組合は、第１項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合及び隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第２条第１号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。	**（事業の実施地区）** 第４条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は定款第３条の区域とする。 ②　この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。 （追加）
（事業の実施） 第５条 ①～③（略） ④　この組合は、第２項第１号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市町村の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市町村の建設に関する基本構想、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。	**（事業の実施）** 第５条 ①～③（略） ④　この場合は、第２項第１号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市町村の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市町村の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるように留意するものとする。

新	旧
（貸付け売渡しの相手方） 第７条 　この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。 ②　（略） ③　前２項の規定にかかわらず、第２条第１号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法第７条第２項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が、当該事業年度の前３カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。	**（貸付け、売渡しの相手方）** 第７条 　この組合の宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。 ②　（略） ③　前項の規定にかかわらず、第２条第１号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律100号）第７条第２項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が当該事業年度の前３か年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合はこの限りではない。

附則　この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

役員の選任について

１．理事候補者

氏名 (生年月日)	略　歴	所　信
大谷　哲史 (昭和52年４月４日)	平成27年　㈱高木製作所　退職 平成29年　農業に従事 （現在に至る） 【認定農業者】	認定農業者の視点から組合運営に努めます
鈴木　雅晴 (昭和30年５月13日)	平成29年８月　㈱マグナリゾート　入社 執行役員　経営企画室室長 令和４年２月　㈱マグナリゾート　退社 令和４年２月　㈲鈴木屋に従事 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	対等互恵の理念を大切に、国土と食糧の安全保障を守る農協組合活動に心血を注ぎ、取り組むことを誓います
夏目　孝温 (昭和29年２月25日)	平成25年３月　新城市役所　福祉部　副部長　退職 平成25年４月　農業に従事 （現在に至る） 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を大切に勉強してまいります
今村　守博 (昭和34年８月11日)	昭和61年11月　農業に専従 平成23年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【農業経営士】 【認定農業者】	組合員の視点から事業運営を点検していきます
中村　薫 (昭和33年２月15日)	平成２年３月　豊橋市賀茂保育園　退職 平成18年４月　農業に従事 令和７年３月　ＮＰＯ法人つばさ保育園　退職 （現在に至る）	女性の視点からの意見を取り入れていただき魅力ある農業を発信していきたい
伊藤　靖彦 (昭和39年12月29日)	昭和60年４月　農業に専従 平成29年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【農業経営士】 【認定農業者】	組合員や地域住民の意見を尊重し組合運営に努めます
加藤久美子 (昭和38年11月７日)	平成10年８月　ミノルタ㈱　退社 平成18年３月　社会福祉法人美竹会　入職 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【女性部会員】 【実践的能力者】	農業協同組合員として、地域意見を反映した事業実施を図ります
柿原　久哲 (昭和33年12月４日)	平成30年３月　愛知東農業協同組合　退職 平成30年４月　農業に従事 令和７年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【梅部会部会長】 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を聞き組合運営に努めます
居澤　雅幸 (昭和35年６月27日)	昭和61年４月　豊橋郵便局　入省 令和８年３月　平井郵便局長　退職 （現在に至る） 【梅部会員】 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重し組合運営に努めます

氏名 (生年月日)	略　歴	所　信
田中　　彰 (昭和34年5月31日)	昭和57年４月　神奈川県川崎市立御幸中学校　入職 令和２年３月　新城市立千郷小学校　退職 （現在に至る）	地域住民の声に耳を傾け、組合運営に努めていきます
竹下　武重 (昭和36年３月11日)	平成29年６月　常勤監事　就任 令和２年６月　専務理事　就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	農業協同組合の更なる信頼、信用の向上に向け、取り組んで参ります
横山　卓央 (昭和29年１月13日)	平成26年３月　愛知県立新城東高等学校 実習助手　退職 平成26年４月　農業に従事 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重し組合運営に努めます
市川　修也 (昭和34年10月９日)	平成26年３月　トヨタ自動車㈱　退社 平成26年４月　農業に専従 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【実践的能力者】 【トマト部会員】	組合員や地域住民の意見を尊重し魅力ある地域農業ができるよう努力します
原田　あけみ (昭和34年５月15日)	平成21年１月　愛知東農業協同組合　退職 平成21年３月　農業に従事 令和５年６月　非常勤監事就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	女性の立場から見える課題に目を向け改善につなげてまいります
川根　弘子 (昭和30年８月６日)	昭和54年３月　東栄町立東栄病院　退職 昭和55年４月　農業に専従 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る）	より良い運営に貢献できるように努めて参ります
上村　　光 (昭和38年11月17日)	平成９年３月　㈲バリーズ　退社 平成９年４月　農業に専従 令和２年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【農業経営士】 【認定農業者】 【トマト部会員】	魅力ある地域農業の実現に向けて取り組みます
田邉　一吉 (昭和30年2月25日)	平成22年３月　豊根村役場総務課長　退職 平成30年４月　農業に従事 令和５年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	過疎高齢化の中、農業関係者の意見を聞き地域の活性化に努めます
井原　正亘 (昭和31年10月11日)	平成17年４月　大和機工㈱　退社 平成17年５月　農業に専従 令和２年６月　非常勤理事就任 （現在に至る） 【いちご部会員】 【認定農業者】	組合員の意見を組合運営に繋がるように活動していきます

役員の選任について

氏名 (生年月日)	略　歴	所　信
久保田　和男 (昭和32年７月15日)	昭和53年３月　愛知県農業大学校　卒業 昭和55年６月　派米農業研修終了 昭和55年６月　農業に従事 （現在に至る） 【認定農業者】	農業者の所得向上に繋がる取り組みに努めます
竹下　健二 (昭和46年９月13日)	平成24年３月　愛知東農業協同組合　退職 平成24年４月　農業に従事 （現在に至る） 【認定農業者】	強い農業経営を目指し組合運営に努めます
伊東　敦彦 (昭和47年５月２日)	平成20年３月　陸上自衛隊　退職 平成20年４月　農業に従事 （現在に至る） 【認定農業者】	組合員や地域住民の意見を尊重し、組合運営に努めます
関本　吉子 (昭和32年11月27日)	令和６年３月　愛知東農業協同組合　退職 令和６年４月　地域ささえ愛、助け合い組織、北設女性部　入会 （現在に至る） 【実践的能力者】	元気で楽しく過ごせる地域づくりができるように努めます
金子　愛子 (昭和32年９月２日)	昭和60年２月　㈲モード・スミヨシ　退社 平成７年６月　㈲七古　設立 平成31年４月　つくしんぼうの会　入会 （現在に至る） 【実践的能力者】	女性の意見を尊重し魅力ある地域事業の実現に向けて取り組みます
河合　敏弘 (昭和38年８月24日)	昭和59年３月　名古屋電子計算機専門学校　卒業 昭和59年４月　旧鳳来町農業協同組合　入組 令和５年４月　総合企画部長就任 令和６年４月　定年再雇用 （現在に至る） 【実践的能力者】	組合員、地域住民から信頼される健全な組合運営に努めます
鈴木　廣一 (昭和39年12月４日)	平成30年４月　設楽支店長　就任 令和２年６月　常勤理事　就任 （現在に至る） 【実践的能力者】	信頼され必要とされる地域社会の発展に貢献できる組織になるよう努めてまいります
齋藤　雅彦 (昭和40年10月26日)	昭和61年３月　名古屋電気通信工学院　卒業 昭和61年４月　作手村農業協同組合　入組 令和４年４月　営農部長就任 令和８年４月　定年再雇用 （現在に至る） 【実践的能力者】	組合員に信頼される組合運営に努めます

2．監事候補者

氏名 (生年月日)	略　歴	所　信
赤川　哲久 (昭和35年２月９日)	令和７年６月　一般財団法人中部電気保安協会　退社 (現在に至る)	組合員の視点から事業運営を点検していきます
伊藤　克祐 (昭和29年10月17日)	平成18年７月　郵便事業㈱　湖西支店郵便課長 令和８年３月　日本郵便㈱　豊橋郵便局　退職 (現在に至る)	非常勤監事として、監事監査を適正に行っていきます
山城　良治 (昭和36年１月７日)	昭和56年４月　農業に従事 平成20年６月　非常勤監事就任 平成23年６月　非常勤理事就任 令和２年６月　非常勤理事退任 令和５年６月　非常勤理事就任 (現在に至る)	組合員の視点から事業運営を点検していきます
伊藤　弘美 (昭和29年１月13日)	助け合い組織ドレミの会　入会 平成28年５月　会長就任 平成29年６月　員外監事就任 (現在に至る)	員外監事としてリスク管理面を確認していきます
栗田　保幸 (昭和39年６月５日)	平成30年４月　金融共済部長就任 令和２年６月　常勤監事就任 (現在に至る)	監事として公正厳正な監査に努め信頼ある運営を支えてまいります

（注）１．農業経営基盤強化促進法第13条第１項に定める認定農業者８名、農業協同組合法施行規則（以下、「施行規則」という。）農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第２号で定める実践的能力者15名の計23名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。

２．理事候補者のうち、農協法第30条第12項第２号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。

①　ＪＡ愛知東生産部会部会員及びＯＢ・ＯＧ
②　ＪＡ・連合会の役員及び管理職（課長以上）の経験者
③　国・地方公共団体の農業関連部門の経験者
④　企業役員及び管理職（課長職以上）の経験者
⑤　ＪＡ愛知東助け合い組織の役員及びＯＧ
⑥　弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、宅地建物取引主任者、介護福祉士の資格を有する者

３．役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。

①　理事候補者　大谷哲史氏、伊藤靖彦氏、井原正亘氏、齋藤雅彦氏、竹下健二氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。

４．当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の８第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

５．伊藤弘美氏は員外監事候補者であります。

６．伊藤弘美氏を員外監事候補者とした理由は組合員外の視点から当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

１．退任役員の略歴は次のとおり

氏　名	略　歴
海　野　文　貴	平成23年６月　常勤理事　就任 平成31年１月　代表理事組合長　就任　（現在に至る）
河　合　司	令和２年６月　常勤理事　就任　（現在に至る）
松　下　恒　雄	平成29年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
佐　々　木　富　子	令和２年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
安　藤　君　子	令和５年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
齊　藤　茂	令和２年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
森　富　夫	平成14年10月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
伊　藤　満	令和５年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
夏　目　保　夫	平成29年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
今　泉　伸　一	平成29年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
小　山　嘉　之	令和５年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）
宮　本　泰　男	令和２年６月　非常勤理事　就任　（現在に至る）

２．退任監事の略歴は次のとおり

氏　名	略　歴
牧　野　純　久	令和２年６月　非常勤監事　就任 令和５年６月　代表監事　就任　（現在に至る）
神　谷　博　幸	令和５年６月　非常勤監事　就任　（現在に至る）

ＪＡバンク基本方針の一部変更について

ＪＡバンク基本方針については、金融情勢の変化、ＪＡバンク会員の経営状況等を踏まえ、ＪＡバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、ＪＡバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、ＪＡバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和８年３月19日開催の農林中金臨時総代会において、ＪＡバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

ついては、その主な変更内容および変更後のＪＡバンク基本方針を次のとおり報告する。

⑴　主な変更内容

①　マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

ＪＡバンクシステムの基本的方向に「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組む」旨を定める。

②　その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社設置にかかる特例措置が、令和８年３月３１日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

（注）　特定承継会社とは、農林中金がＪＡ・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

⑵　変更後のＪＡバンク基本方針（本文）

変更後のＪＡバンク基本方針は、次のとおりである。

ＪＡバンク基本方針

Ⅰ　「ＪＡバンクシステム」の基本的方向

「ＪＡバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うＪＡと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「ＪＡバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「ＪＡ」には１県１ＪＡを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

1　ＪＡ・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。

2　マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組むとともに、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。

3　ＪＡバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。

4　将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取組む。

5　経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。

6　指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

Ⅱ　「ＪＡバンク会員」の役割等

1　農林中金の役割

⑴　農林中金は、ＪＡバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・ＪＡに対して必要な指導を行う。

⑵　農林中金は、ＪＡバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・ＪＡの代表者等からなる「ＪＡバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。

本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。

⑶　農林中金は、⑴の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの３の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、ＪＡ・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

⑷　農林中金は、ＪＡ・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2　ＪＡ・信連の役割

⑴　ＪＡ・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。

⑵　信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。

ただし、信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がＪＡに対し必要な指導を行う。

（注）信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。

⑶　信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、１県１ＪＡ県域においてはＪＡ。）は、ＪＡバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。

⑷　信連は、ＪＡの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3　中央会・全共連との連携

⑴　農林中金は、Ⅱの１の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。

⑵　信連は、Ⅱの２の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。

⑶　農林中金は、⑴の一環として、Ⅲの３⑴に基づきＪＡから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

⑷　信連は、⑵の一環として、Ⅲの３⑴に基づきＪＡから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

Ⅲ　「ＪＡバンク会員」の責務

1　ＪＡバンクの一体的な事業運営

ＪＡ・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、ＪＡバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

⑴　ＪＡ・信連は、ＪＡバンクにおいて基本とするシステム（ＪＡＳＴＥＭ、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。

⑵　ＪＡ・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるＪＡバンク業務継続基本要綱を遵守する。

⑶　⑴および⑵の前提として、ＪＡ・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2　ＪＡバンク全体の安全・効率運用の確保

ＪＡ・信連は、ＪＡバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

⑴　ＪＡは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れることとし、この割合は、原則として、２分の１を下限とする。

ただし、ＪＡは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、３分の２を下限とする。

⑵　ＪＡ・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。

⑶　ＪＡ・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

３　経営状況の報告等

⑴　ＪＡ・信連は、ＪＡバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。

⑵　本方針に定める基準に該当するＪＡは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

⑶　本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）⑴の経営状況に関する報告および⑵⑶の資産精査・実査の基準については、**別紙１－１**および**１－２**に定める。

４　資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

（注）資金運用制限ルールの発動基準は、**別紙２－１**および**２－２**に、資金運用制限の内容は、**別紙３**に定める。

５　経営改善ルールの遵守

⑴　経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

⑵　この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

（注）⑴の経営改善ルールの発動基準は、別紙**２－１**および**２－２**に、⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙４**に定める。

６　組織統合ルールの遵守

⑴　ＪＡバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、ＪＡ・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、６か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、ＪＡは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

⑵　この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

⑶　この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

（注）⑴の組織統合ルールの発動基準は、**別紙２－１**および**２－２**に、⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙４**に定める。

７　会計監査人監査等への適切な対応

⑴　法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

⑵　⑴に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

（注）⑵の調査の実施基準および内容は、**別紙５－１**に定める。

８　信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

⑴　営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するＪＡ（以下「再編成希望ＪＡ」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。

⑵　この場合、ＪＡが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

⑶　この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

（注）⑵の支援策および支援の前提条件は、**別紙６**に定める。

９　指定支援法人への財源拠出

⑴　ＪＡ・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

⑵　この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ　「ＪＡバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「ＪＡバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

１　「ＪＡバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
２　全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
３　農林中金がサービスマーク登録を行っている「ＪＡバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
４　指定支援法人の支援。

Ⅴ　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＡバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＡバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙７**に定める。

Ⅵ　基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、ＪＡバンク会員の経営状況等を踏まえ、ＪＡバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附　則)

1　平成16年６月25日付一部変更に伴う**別紙２**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

2　平成17年６月24日付一部変更に伴う**別紙２**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

3　平成17年６月24日付一部変更に伴う、**別紙３－１**、**３－３**の自力再建型資本注入を受けたＪＡにかかる基準、**別紙４**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年６月24日以降のＪＡバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。

4　平成18年６月27日付一部変更に伴う、**別紙２**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

5　平成19年６月26日付一部変更に伴う、**別紙４**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年６月26日以降のＪＡバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。

6　平成20年６月25日付一部変更に伴う、**別紙２**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。

7　平成22年３月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告より適用する。

8　平成25年３月22日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。

9　平成25年３月22日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の要改善ＪＡ（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。

10　平成25年３月22日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の要改善ＪＡ（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。

11　平成26年６月25日付一部変更に伴う、**別紙２－１**の要改善ＪＡ（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成27年１月１日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年１月１日時点で既に要改善ＪＡ（経営点検基準）に指定を受けているＪＡには「指定後２年経過」を「１年経過」に短縮のうえ適用する。

12　平成26年６月25日付一部変更に伴う、**別紙２－２**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年１月１日より適用する。

13　平成28年３月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年４月１日）より適用する。

14　平成30年３月16日付一部変更に伴う、Ⅲの７、**別紙１－１**の会計監査報告の写しの提出、**別紙１－２**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙２－２**の指定基準ならびに**別紙５－１**については、平成31事業年度より適用する。

15　平成30年３月16日付一部変更に伴う、**別紙４**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年３月16日時点で既にレベル１、２の指定を受けているＪＡには「指定後１年以内」を「平成31年３月16日まで」と読み替えて適用する。

16　平成30事業年度または平成31事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第22条第１項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年５月31日までに農林中金に報告したＪＡ（レベル格付の指定を受けているＪＡを除く。以下「事業再編選択ＪＡ」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙５－２**による。

17　**別紙２－２**にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたＪＡのレベル格付指定までの猶予期間は、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

18　平成31年３月14日付一部変更に伴う、Ⅱの３、Ⅲの３、**別紙１－１**、**別紙１－２**の中央会等との連携およびＪＡ全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年９月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。

19　平成31年３月14日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙２－２**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。

20　平成31年３月14日付一部変更に伴う、**別紙１－１**の資産精査の実施基準、**別紙２－１**の要改善ＪＡ（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告より適用する。

21　平成31年３月14日付一部変更に伴う、**別紙１－２**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙２－２**のレベル格付（不祥事点検）および要改善ＪＡ（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年９月30日より適用する。

22　令和７年３月13日付一部変更に伴う、**別紙１－１**の資産精査の実施基準、**別紙２－１**の要改善ＪＡ（経営点検基準）の指定基準については、令和７事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和６事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。

23　令和８年３月19日付一部変更に伴う、Ⅰ中「農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特　定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。」、Ⅱの1(3)および別表の削除、ならびにⅡの1(4)(5)の変更については、令和８年４月１日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図

財　務

別紙1－1　JA・信連の経営状況に関する報告等

財務に関する報告(財務モニタリング)
報告を求める経営管理資料

↓

資産精査
資産精査の実施基準

別紙2－1　指定基準と経営改善取組内容(財務)

指定基準
レベル格付・要改善ＪＡ（経営点検基準）の指定基準

↓

経営改善取組
レベル格付・要改善ＪＡ（経営点検基準）の経営改善への取組内容

体制整備

別紙1－2　JA・信連の業務執行体制に関する報告等

業務執行体制に関する報告(体制整備モニタリング)
報告を求める経営管理資料

↓

業務執行体制にかかる実査(オンサイトモニタリング)
業務執行体制にかかる実査等

別紙2－2　指定基準と経営改善取組内容(業務執行体制)

指定基準
レベル格付・要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準・会計監査）の指定基準

↓

経営改善取組
レベル格付・要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準・会計監査）の経営改善への取組内容

別紙3　資金運用制限の内容

資金運用制限
資金運用制限の運用対象、資金運用制限の一時留保

別紙4　指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援策と支援の前提条件

指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援
活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙5－1　会計監査人監査に代わる調査

会計監査人監査に代わる調査
実施基準と調査内容

別紙5－2　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件

指定支援法人による事業再編選択ＪＡにかかる支援
活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙6　指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援
活用可能な支援策と支援の前提条件

別紙7　基本方針を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー)

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）
勧告・警告・強制脱退

別紙１－１

ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等

１　財務に関する報告（財務モニタリング）

ＪＡ・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
	通期実績	○通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○事業量・Ｂ／Ｓ・Ｐ／Ｌ・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（ＪＡ） ○決算速報（信連）
	上半期実績（仮決算）	○事業量・損益にかかる基礎情報
	期末の決算見込	○損益・自己資本比率による基礎情報（ＪＡ）
その他経営状況に関する事項		
	早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統ＢＩＳシステムを使用した経営状況に関する報告		
	ＪＡ・信連は系統ＢＩＳシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統ＢＩＳシステムによるモニタリングを行う。	

- 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

２　資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➢ **「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合**

○別紙２－１に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
○別紙２－１に定める要改善ＪＡの指定基準に該当する場合
○以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等信用供与	(1)　分類債権比率	対信用供与額20%以上
	(2)　貯貸率	70%以上
	(3)　特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （ＪＡについての具体的な基準は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）
	(4)　大口与信先への与信（ＪＡに限り適用）	
	(5)　非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1)　貯証率（ＪＡに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1)　事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （ＪＡについての具体的な基準は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）
	(2)　他部門運用（ＪＡに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（ＪＡに限り適用）	８%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）

○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合

➢ **行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合**

➢ **行政検査を拒否した場合**

- 資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

別紙１－２

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

１　業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体　制　整　備　状　況	
	○内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況　等に関するもの。 ※ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
	行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 • 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの • 法令等遵守状況に関するもの • 自己査定の適正性に関するもの
不　祥　事　等	
	不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会　計　監　査　人	
	○会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

２　業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

⑴　「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➢不祥事等が発生・発覚した場合
➢行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合
➢法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
➢会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

⑵　ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙２－１

指定基準と経営改善取組内容（財務）

１　レベル格付

別紙１－１の報告をもとに、以下の基準に該当するＪＡ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指　定　基　準	改善目標期間
レベル１	要改善ＪＡ（経営点検基準）指定後２年経過しても改善の目処が立たない場合	２年以内に、要改善ＪＡ指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ ６％以上～８％未満	２年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル２	当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ	１年以内に、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 ４％以上～６％未満	１年以内に、レベル１の水準に改善
レベル３	レベル１・２指定ＪＡが改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を６か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 ４％未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連は、別紙３により資金運用範囲の制限を行う。
- 指定を受けたＪＡ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

〈経営改善取組内容〉

➢経営管理の強化
➢増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
➢不良資産の処理等の財務健全化
➢経費削減等による収支改善　等

- 指定を受けたＪＡ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、ＪＡ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

２　要改善ＪＡ（経営点検基準）

別紙１－１の報告をもとに、以下の基準に該当するＪＡは経営改善に取り組む。

指　定　基　準	改善目標期間
○要改善ＪＡ指定にかかるストレステスト後自己資本比率８％未満 （要改善ＪＡ指定にかかるストレステストの具体的な方法は、ＪＡバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- 要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- 指定を受けたＪＡは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル１・２指定基準または要改善ＪＡの指定基準に該当する蓋然性が高いＪＡについて、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- 農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙２－２

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

１　レベル格付

別紙１－２の報告により以下の指定基準に該当するＪＡ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル１	資金運用体制	○体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○「要改善ＪＡ（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○再発ＪＡにおいて、「要改善ＪＡ（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注１） ※再発ＪＡとは、要改善ＪＡ指定後の再発防止策取組期間中または解除後３年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚したＪＡとする。 ○信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注２） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、ＪＡバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注３） ○ＪＡ・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注４）
	体制整備	○「要改善ＪＡ（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル２	○レベル１指定後２年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル３	○経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注１）本基準において「新たに」とは再発ＪＡに該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（６か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注２）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注３）ＪＡバンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「ＪＡ共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善ＪＡに指定する。

（注４）ＪＡ・信連に関連する業務は、ＪＡ・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、ＪＡ・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連は、別紙３により資金運用範囲の制限を行う。
- レベル３の指定を受けたＪＡ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を６か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- 指定を受けたＪＡ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

〈経営改善取組内容〉

➢**相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける　等**

- 指定を受けたＪＡ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、ＪＡ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

２　要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙１－２の報告により、以下の基準に該当したＪＡは、経営改善に取り組む。

	指　　定　　基　　準
要改善ＪＡ （不祥事点検基準）	○不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 • 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善ＪＡ （体制整備基準）	○体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

• 要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
• 指定を受けたＪＡは、要改善ＪＡ（不祥事点検基準）にあっては再発防止策、要改善ＪＡ（体制整備基準）にあっては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※レベル格付および要改善ＪＡの指定にあたり、別紙１－２の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで６か月間の猶予期間を設ける。この間、該当ＪＡは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

• 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
• 農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙３

資金運用制限の内容

別紙２－１・２－２により、レベル格付に指定されたＪＡ・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

１　Ｊ　Ａ

	運　　用　　対　　象	
レベル１	貸　　出	• 地公体向け貸出 • 地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 • 国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） • 自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 • その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	• 国債　地方債　政府保証債 • 農林債券 • 既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル２ レベル３	貸　　出	• 新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	• 既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

２　信　連

	運　　用　　対　　象
レベル１	○新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ロスカットルールの厳格化。
レベル２ レベル３	○新規与信行為の停止。

（共通）

- 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- その他、ＪＡにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、ＪＡバンク健全化要綱で定める。
- 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙４

指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 （レベル１～３）		○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：１％以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 （レベル１～３）		○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 （レベル１～３）	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル１、２ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後１年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 （レベル２）	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル２の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： • 事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受けること • 自己責任を果たすこと • 10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること • 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 （レベル１～２）	○自己資本比率４％超10％までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること • 10年以内に確実に消却原資を確保すること • 注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後５年以内に８％以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	**費用助成（レベル１～３）**	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型（レベル１～３）	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル１、２ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後１年以内に決定すること ○破綻処理３原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理３原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型（レベル２）	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル２の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受ける方針および破綻処理３原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： • 事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受けること • 破綻処理３原則に準じた対応を行うこと • 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	**事業譲渡型（レベル１～３）**	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50％以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50％以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一　部事業譲渡型※（レベル１～２）		

※一部事業譲渡型：ＪＡにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについてはＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ＪＡバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙５－１

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第22条第１項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＡ

＜調査の内容＞

➢計算書類等の正確性の検証

➢内部管理態勢の有効性の検証

➢会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議

• 調査の具体的な内容等については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙５－２

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１　本方針の適用

⑴　事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７⑵および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７⑵	⑴に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	⑴に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	＜調査の内容＞ ➢計算書類等の正確性の検証 ➢内部管理態勢の有効性の検証 ➢会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	＜調査の内容＞ ➢計算書類等の正確性の検証 ➢事業再編の進捗状況の確認

⑵　別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２　活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議）	支援の前提条件
資金贈与 （費用助成）	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙６

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

１　支援対象と活用可能な支援策

支　援　対　象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

２　支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議）	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：１％以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 （費用助成）	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用 （継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

• 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙７

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＡバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＡバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

基本方針を遵守しない会員

- 経営管理資料等を提出しない会員
- 資産精査を拒否する会員
- 資金運用制限を無視する会員
- 指定支援法人に負担金を納めない会員　等

↓

（ＪＡバンク基本方針遵守の）　勧　　告

勧告に従わない場合
回答がない場合

↓

（ペナルティー発動に関する）警　　告

警告に従わない場合
回答がない場合

↓

（中央本部の場において当該会員に弁明の機会を設ける）

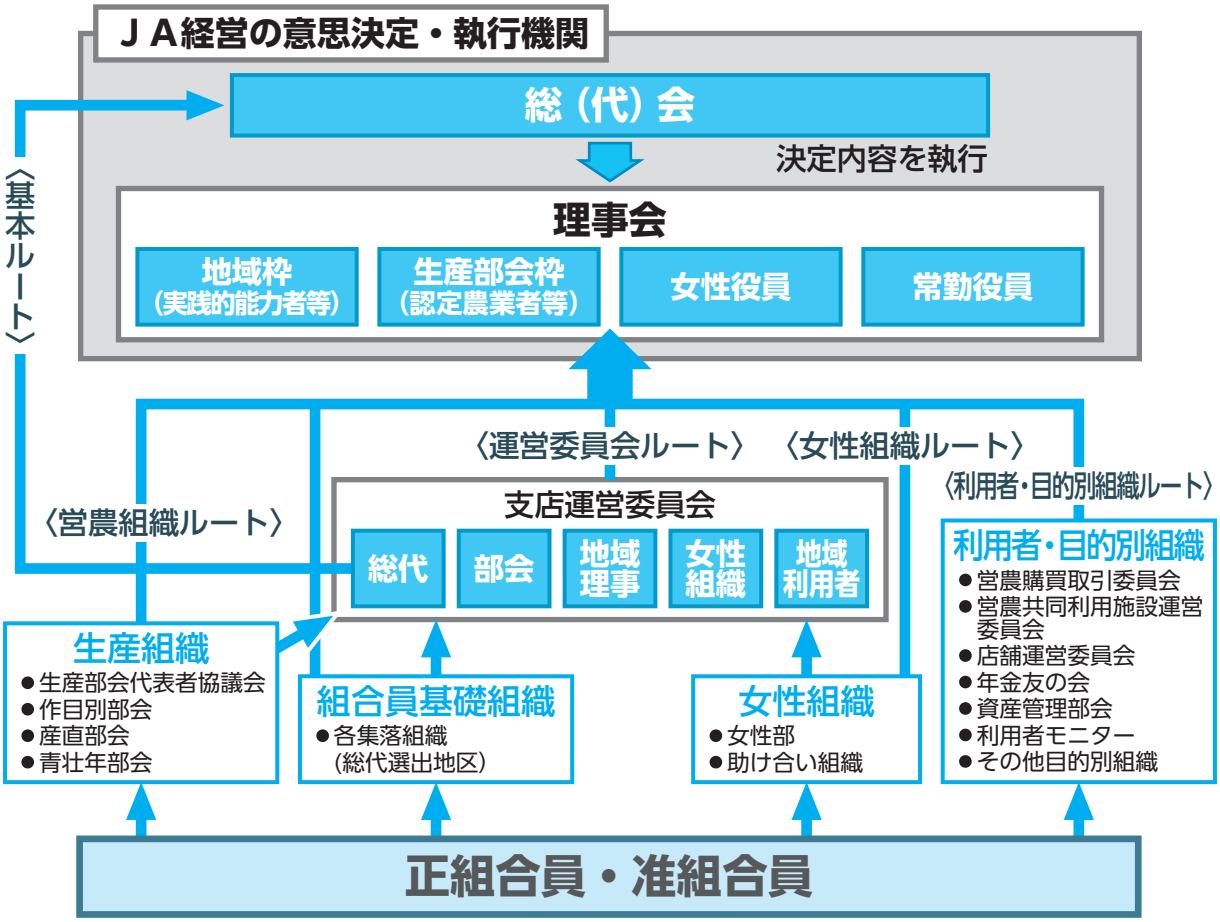
（ＪＡバンク会員からの）　強制脱退

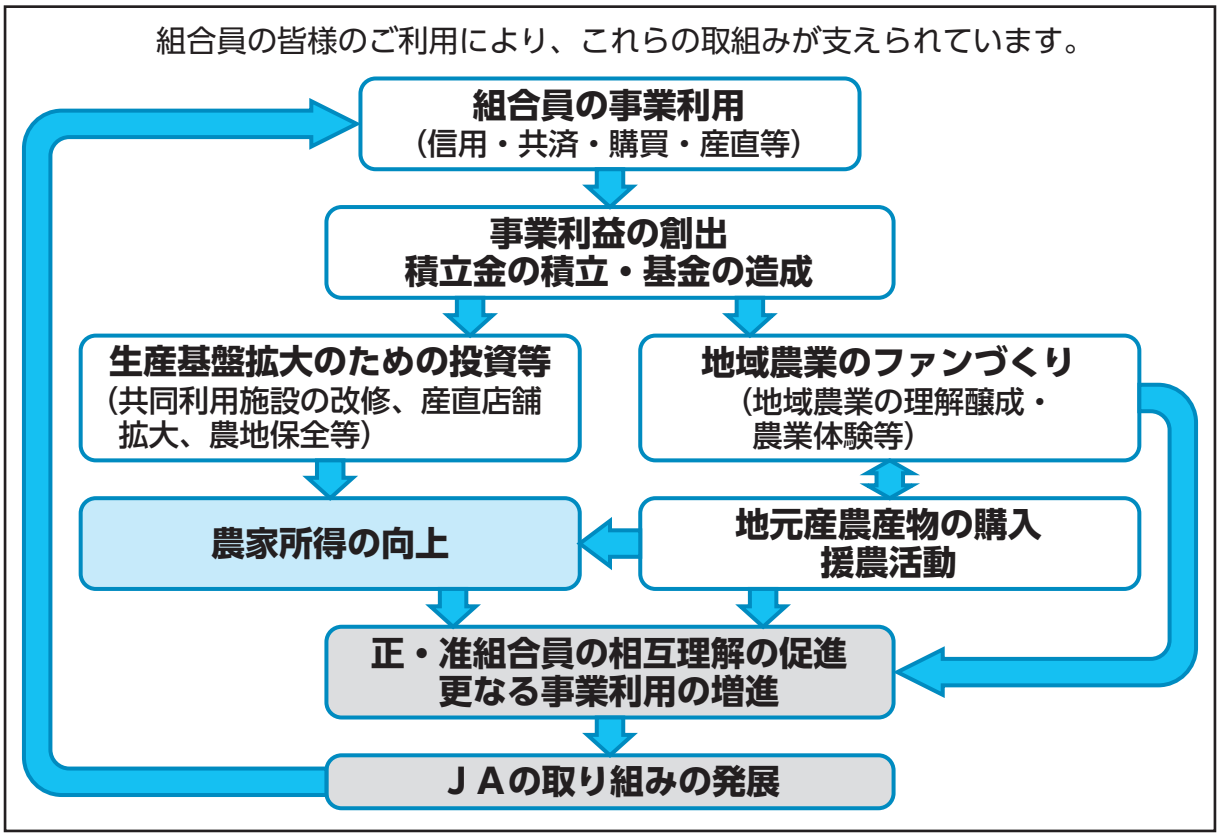
それぞれ中央本部において審議後、経営管理委員会において決議を行う。

【強制脱退の効果】

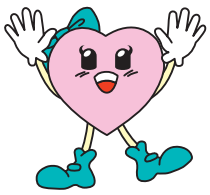
1　「ＪＡバンク会員名簿」からの削除
2　「ＪＡバンク」商標の使用禁止
3　指定支援法人の支援対象からの除外　等

ＪＡの組合員意思反映ルート





《未来に残そう水と緑》



愛知東農業協同組合

〒441-1361 愛知県新城市平井字中田6-1
TEL 0536-22-1225（代表） FAX 0536-23-2929
https://www.ja-aichihigashi.com